|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 運営指導日 | | 令和　　 年　　 月　　 日（　　）　午前 ・ 午後 | | | | | | | | | | | | | | |  | |
| 令和６年度（２０２４年度）版  指定障害福祉サービス事業者　自主点検表  【相談支援系】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| サービス種別  ※該当に○を入れて  ください | | | | 該当 | 種　別 | | | | | | | | | 指定年月日 | | | | |
|  | 計画相談支援 | | | | | | | | | 年　　月　　日 | | | | |
|  | 障害児相談支援 | | | | | | | | | 年　　月　　日 | | | | |
|  | 地域定着支援 | | | | | | | | | 年　　月　　日 | | | | |
|  | 地域移行支援 | | | | | | | | | 年　　月　　日 | | | | |
|  | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業所 | 事業所番号 | | | |  |  |  |  |  |  | |  |  | |  | |  |  |
| 名　　　称 | | | |  | | | | | | | | | | | | | |
| 所　在　地 | | | | 〒 | | | | | | | | | | | | | |
| 連　絡　先 | | | | （電　話）　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ） | | | | | | | | | | | | | |
| （メール） | | | | | | | | | | | | | |
| 管　理　者 | | | |  | | | | | | | | | | | | | |
| サービス  提供責任者 | | | |  | | | | | | | | | | | | | |
| 事業者  （法人） | 名　　　称 | | | |  | | | | | | | | | | | | | |
| 代　表　者  職名・氏名 | | | |  | | | | | | | | | | | | | |
| 所　在　地 | | | | ※上記事業所と異なる場合に記入  〒 | | | | | | | | | | | | | |
| 記入(担当)者  職名・氏名 | | |  | | | | | | | | | | | | | | | |
| 記入者連絡先 | | | ※上記事業所と異なる場合に記入 | | | | | | | | 記入年月日 | | | | | 令和　　年　　月　　日 | | |
|  | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 問い合わせ | | | さいたま市 福祉局　生活福祉部 監査指導課  (電話) 048(829)1854 (FAX) 048(829)1938  (E-mail) kansa-shidoka@city.saitama.lg.jp | | | | | | | | | | | | | | | |

**自主点検表の作成について**

適切なサービスを提供するためには､事業者・事業所が自主的に事業所の体制（人員・設備・運営）やサービスについて、法令の基準や、関係通知等に適合しているか、その他の不適当な点がないか、常に確認し、必要な改善措置を講じ、サービスの向上に努めることが大切です。

そこで、さいたま市では、指定障害福祉サービスについて、法令、関係通知及び国が示した指定障害福祉サービス事業者等指導指針のうちの主眼事項・点検のポイントを基に、自主点検表を作成しました。

各事業者・事業所におかれては、法令等の遵守とさらなるサービスの向上の取組みに、この自主点検表を活用し、毎年度定期的な点検を実施してください。

【留意事項】

○　任意に自主点検を行ったものは市に提出する必要はありませんが、次回の参考となるよう各事業所において保管してください。

○　市の運営指導のために作成した場合は、この自主点検表と指定のあった他の提出書類を、市への提出分だけでなく事業所の控えの分も作成し、運営指導の際に指導事項を記録し、実施後５年間は保管するようにしてください。

○　自主点検に当たっては、複数の職員で検討するなどし、漏れなく点検してください。

○　この自主点検表は、令和６年度改正、告示、解釈通知及び留意事項通知の内容を全て網羅しているわけではありませんので注意してください。

○　内容に誤りがあった場合は、速やかに当課までご連絡ください。

【記入上の注意点】

○　自主点検表の点検の仕方は、「いる・いない・非該当」等のいずれかに☑(チェック)を付けていただく形式です。

○　「非該当」のチェック欄がなく、自分の事業所では行っていない項目で「該当なし」としてチェックしたい場合には、「いる・いない」のところに斜線（／）を引いて「なし」と記入するなどしてください。

【点検表の見方】

○　各項目は、原則として報酬告示の条文に沿った形式で作成しています。

○　各項目に事業種別を略称で記載してありますので、該当する項目について記入してください。

○　事業種別の略称

　　共通・・・全事業共通（地域移行及び地域定着を含む）

　　計画・・・計画相談支援事業　　障害児・・・障害児相談支援事業

※　この自主点検表は、地域定着支援及び地域移行支援の基準には対応しておりません（全事業共通の内容のみ一部対応あり）ので、当該種別に係る基準の確認は各事業所にて実施してください。

■この自主点検表の根拠法令の略称

|  |  |
| --- | --- |
| 略　称 | 名　　　　　　　　　　　称 |
| 法 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  （平成17年11月7日法律第123号）（障害者総合支援法） |
| 児福法 | 児童福祉法（昭和22年法律第164号） |
| 施行規則 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則  （平成18年2月28日厚生労働省令第19号） |
| 児福施行規則 | 児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生労働省令第11号） |
| 計画基準 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号） |
| 計画基準解釈通知 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第22号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） |
| 障害児基準 | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準  （平成24年3月13日厚生労働省令第29号） |
| 障害児基準解釈通知 | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について  （平成24年3月30日障発0330第23号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） |
| 計画報酬告示 | 障害者の日常生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号） |
| 報酬留意事項  通知 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） |
| 障害児報酬告示 | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準  （平成24年厚生労働省告示第126号） |
| 報酬留意事項  通知（児童） | 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に伴う実施上の留意事項について  （平成24年3月30日障発第0330号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） |

| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| **第1　基本方針** | | | |
| 1－1  基本方針  ★  計画 | (1)　事業は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第2条第1項  法第5条  第22項・第23項 |
| ※　計画相談支援とは、「サービス利用支援」及び「継続サービス利用支援」をいい、  ①　「サービス利用支援」とは、サービスの申請等に係る障がい者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案してサービス等利用計画案を作成し、サービスに対する支給決定等が行われた後に、障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、サービス等利用計画を作成することをいいます。  　②　「継続サービス利用支援」とは、継続してサービスを適切に利用することができるよう、当該サービスの利用状況を検証し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと、又は支給決定等に係る申請の勧奨を行うことをいいます。 |
| (2)　利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第2条第2項 |
| (3)　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第2条第3項 |
| (4)　利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものとなっていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第2条第4項 |
| (5)　市町村、障害福祉サービス事業を行う者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第2条第5項 |
| (6)　自らその提供するサービスの評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第2条第6項 |
|  | (7)　利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第2条第7項 |
|  | (8)　指定計画相談の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第2条第8項 |
| 1－2  基本方針  ★  障害児 | (1)　障害児相談支援の事業は、障害児又は障害児の保護者（以下「障害児等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立って行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 障害児基準  第2条第1項  児福法  第6条の2の2第7項・第8項・  第9項 |
| ※　障害児相談支援とは、「障害児支援利用援助」及び「継続障害児支援利用援助」をいい、  ①　「障害児支援利用援助」とは、障害児支援利用計画案を作成し、障害児通所支援に対する給付決定又は変更決定が行われた後に、障害児通所支援事業者等との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、障害児支援利用計画を作成することをいいます。  ②　「継続障害児支援利用援助」とは、継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう、当該障害児通所支援の利用状況を検証し、障害児支援利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと、又は給付決定等に係る申請の勧奨を行うことをいいます。 |
| (2)　障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 障害児基準  第2条第2項 |
| (3)　障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 障害児基準  第2条第3項 |
| (4)　障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものとなっていますか。 | いる  いない  該当なし | 障害児基準  第2条第4項 |
| (5)　市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 障害児基準  第2条第5項 |
| (6)　自らその提供するサービスの評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | いる  いない  該当なし | 障害児基準  第2条第6項 |
|  | (7）　事業所を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 障害児基準  第2条第7項 |
|  | (8）　指定障害児相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 障害児基準  第2条第8項 |
| **第2　人員に関する基準** | | | |
| 2  従業者  ★  計画  障害児 | (1)　相談支援専門員  事業所（※）ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を1人以上配置していますか。  　【常勤職員の1週間の勤務すべき時間数：　　　　　　時間/週】 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第3条第1項  障害児基準  第3条  計画基準解釈通知第二の1の(1)  障害児基準解釈通知第二の1の(1) |
| ※計画  　　（特定相談支援）事業所とは、「基本相談支援」及び「計画相談支援」のいずれも行う事業所をいいます。 |
|  | ※　相談支援の業務に支障がない場合においては、相談支援専門員を当該事業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができます。  　　例えば、計画（障害児）相談支援のサービス提供時間帯において、計画（障害児）相談支援の業務に支障がない場合は、当該事業所の管理者や、併設する事業所の業務等に従事することができます。 |
|  | 計画　指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業等の業務と兼務する場合（ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業等の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村等が認める場合に限る。）については、業務に支障がない場合として認めるものとします。 |  |  |
|  | 障害児  　　指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業等の業務と兼務する場合（ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業等の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村が認める場合に限る。）については、業務に支障がない場合として認めるものとする。 |  |  |
|  | (2)　相談支援専門員の標準数  相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障がい者等の数（障害児相談支援対象保護者の数）が35又はその端数を増すごとに1となっていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第3条第2項  障害児基準第3条 |
| ※　相談支援専門員の配置は1ヶ月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準とするものであり、利用者の数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましいとされています。  ※　「1ヶ月平均」とは、当該月の前6月間の利用者の数を6で除して得た数を指すものです。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とします。  ※　「利用者の数」とは、  計画　指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障がい者等の数を指し、当該特定相談支援事業所が障害児相談支援事業所を一体的に運営している場合には、障害児支援利用援助又は継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数についても含むものとします。  障害児　指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数を指し、当該障害児相談支援事業所が特定相談支援事業所を一体的に運営している場合には、サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障がい者等の数についても含むものとします。 | 計画基準  第3条第3項  計画基準解釈通知第二の1の(1)  障害児基準  第3条  障害児基準解釈通知第二の1（1）③ |
|  | ＜相談支援専門員の資格要件＞  相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修等を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とし、以降5年度ごとの各年度の月末までに相談支援従事者現任者研修を修了し、必要な実務経験（業務により3年、5年、10年）を満たしていますか。 | いる  いない  該当なし |  |
| ※　詳細は、下記を参照してください。  計画  「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成24年厚生労働省告示第227号）  障害児  「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成24年厚生労働省告示第225号） |
|  | (3)　兼務に係る留意点  計画　利用者が利用する障害福祉サービス事業所（自立生活援助事業所を除く）等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援を実施していますか。  障害児　障害児が利用する障害児通所支援事業所、障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設の業務と兼務しない相談支援専門員が継続障害児支援利用援助を実施していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準解釈通知第二の1の(1)  障害児基準解釈通知第二の1(1) |
| ※　中立性の確保や異なる視点での検討が欠如しかねないことから次に掲げる場合を除き、相談支援専門員が担当する利用者が利用する障害福祉サービス事業所等の業務との兼務はできません。  　①　身近な地域に特定相談支援事業者がない場合  　②　支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該支給決定等からおおむね3か月以内の場合  　③　その他市町村がやむを得ないと認める場合 |
|  | (4)　相談支援員  　　相談支援員を配置している場合は、次に掲げる要件をいずれも満たしていますか。  ①　当該事業所が機能強化型サービス利用支援費（障害児相談支援の場合は機能強化型障害児支援利用援助費）の算定要件を満たしていること。  ②　当該事業所に配置される主任相談支援専門員により、相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されていること。  具体的には、次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていることとする。  (a) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催  (b) 全ての相談支援員に対する主任相談支援専門員の同行  　による研修の継続的な実施  (c) 当該相談支援事業所の全ての相談支援員に対する、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合 的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的とした指導、助言 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第3条第4項  障害児基準第3条第4項  計画基準解釈通知第二の1の(1)  障害児基準解釈通知第二の1(1) |
|  | ＜相談支援員の資格要件＞  相談支援員は、専ら当該指定特定相談支援事業所の職務に従事する者であって社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
| 3  管理者  ★  共通 | 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第4条  障害児基準  第4条  計画基準解釈通知第二の1(2)  障害児基準解釈通知第二の1の(2) |
| ※　以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、当該事業所の他の業務や、併設する事業所の業務等を兼ねることができます。  　①　当該事業所の従業者としての業務に従事する場合  ②　当該事業所以外の他の事業所の管理者又は従業者としての業務に従事する場合であって、当該他の事業所の管理者又は従業者としての業務に従事する時間帯も、当該事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合 |
| 4  従たる事業所を設置する場合における特例  ★  計画  障害児 | （1）　事業所における主たる事業所（「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（「従たる事業所」という。）を設置していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第4条の2  障害児基準  第4条の2 |
| （2）　従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ一人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員としていますか。 | いる  いない  該当なし |
| ※　指定特定相談支援事業所の指定は、原則として指定計画相談支援の提供を行う事業所ごとに行うものとするが、次の①及び②の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができる取扱いとする。 |  | 計画基準解釈通知第二の1(3)  障害児基準解釈通知第二の1の(3) |
|  | ①　人員及び設備に関する要件  　ア　「従たる事業所」において専従の従業者が1人以上確保されていること。  　イ　「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30 分以内で移動可能な距離であって、相談支援専門員の業務の遂行上支障がないこと。  　ウ　利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。 |  |  |
|  | ②　運営に関する要件  　ア　利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。  　イ　職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。 |  |  |
|  | ウ　苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。  　エ　事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。  　オ　人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。 |  |  |
| **第3　運営に関する基準** | | | |
| 5  内容及び手続きの説明及び同意  ★  共通 | (1)　利用の申込みがあった際は、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（※）について、利用者の障がいの特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービスの提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得ていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第5条第1項  障害児基準  第5条第1項  計画基準解釈通知第二の2の(1)  障害児基準解釈通知第二の2の(1) |
| ※　サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。  ①　運営規程の概要  ②　従業者の勤務の体制  ③　事故発生時の対応  ④　苦情処理の体制　等 |
| ※　同意は、利用者及び特定相談支援事業所双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましいです。  ※　重要事項説明書は2部作成し、それぞれ説明者の職名・氏名を記載し、利用申込者又は家族が説明を受け同意した旨の記名押印等を受け、1部は利用者に交付し、1部は事業所にて保管してください。  ※　上記の重要事項説明書への記名押印と、契約書への記名押印が一緒となっている例があります。重要事項説明書は、利用者がサービス内容や契約内容を十分理解して事業所の選択が行われるために、利用申し込みの際に（契約前に）サービスの内容などを利用者に説明する書類です。利用契約書とは異なりますので、それぞれ記名押印が必要です。 |
| ※　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。 |  |  |
| (2)　利用契約をしたときは、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面（利用契約書等）を交付していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第5条第2項  障害児基準  第5条第2項 |
| ※　利用契約書には、次の事項を記載してください。  ①　当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地  ②　当該事業の経営者が提供するサービスの内容  ③　当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項  ④　サービスの提供開始年月日  ⑤　サービスに係る苦情を受け付けるための窓口  ※　利用契約書の契約当事者は事業所（管理者）ではなく、事業者（法人・法人代表者）です。 |
|  | 利用契約書には、法人代表者（注）の職名・氏名を記載し、代表者印（注）を押印してください。（（注）契約権限を内規・委任状等により委任している場合を除きます。）  ※　利用契約書は2部作成し、それぞれ事業者と利用者が記名押印等し、1部を利用者に交付し、1部は事業所が保管してください。  ※　契約日、契約の終期が空欄である、契約更新をしていない（自動更新規定を設けていない。）等の指摘例があります。  ※　利用契約書・重要事項説明書が運営規程や運営実態と合っているか、「支援費」等の旧法の用語がないか点検してください。 |  |  |
| 6  契約内容の報告等  ★  共通 | (1)　利用契約をしたときは、契約成立の旨を市町村に対し遅滞なく報告していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第6条第1項  障害児基準  第6条 |
| (2)　計画　障害児  　サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第6条第2項  障害児基準  第6条第2項  計画基準解釈通知第二の2の(2) |
| ※　モニタリング結果について、次に掲げる場合その他必要な場合に市町村に報告してください。  ①　支給決定の更新や変更が必要となる場合  ②　対象者の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合  ③　モニタリング期間を設定し直す必要がある場合 |
| 7  提供拒否の禁止  共通 | 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第7条  障害児基準  第7条  計画基準解釈通知第二の2の(3)  障害児基準解釈通知第二の2の(3) |
| ※　サービスの提供を拒むことのできる場合の正当な理由とは、次の場合です。  ①　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合  ②　利用申込書の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合  ③　当該事業所の運営規程において主たる対象とする障がいの種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合  ④　その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合　等 |
| ※　特に障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはいけません。 |
| ※　計画　障害児  　　行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算又は高次脳機能障害支援体制加算（以下「体制整備加算」という。）を算定している特定相談支援事業者（障害児相談支援事業者）にあっては、算定している各加算に対応した強度行動障害を有する障害児者、医療的ケアが必要な障害児者、精神障がいを有する障害児者又は高次脳機能障害を有する障害児の保護者からの利用申込みがあった場合に、利用者の障がい特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことを認めないものとするので留意してください。 |
| 8  サービス提供困難時の対応  共通 | 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の特定相談支援事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第8条  障害児基準  第8条 |
| 9－1  受給資格の確認  ★  計画 | (1)　サービスの提供に当たっては、受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、モニタリング期間、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付量等を確かめていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第9条 |
| (2)　支給決定又は地域相談支援給付決定を受けていない障がい者等について、サービス等利用計画案を作成するときは、当該障がい者等の提示する市町村が作成したサービス等利用計画案提出依頼書によって、市町村からサービス等利用計画案の提出の依頼を受けた者であることを確かめていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準解釈通知第二の2の（5） |
| 9-2  受給資格の確認  ★  障害児 | (1)　サービスの提供に当たっては、その者の提示する通所受給者証によって、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、モニタリング期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめていますか。 | いる  いない  該当なし | 障害児基準  第9 条  障害児基準解釈通知第二の2の(5) |
| (2)　通所支給決定を受けていない障害児について、障害児支援利用計画案を作成するときは、当該障害児の提示する市町村が作成した障害児支援利用計画案提出依頼書によって、市町村から障害児支援利用計画案の提出の依頼を受けた者であることを確かめていますか。 | いる  いない  該当なし | 障害児基準解釈通知第二の2の（5） |
| 10  支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助  計画  障害児 | 支給決定又は地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う支給決定又は地域相談支援給付決定の申請について、申請勧奨等の必要な援助を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第10条  障害児基準  第10条 |
| 11  身分を証する書類  の携行  共通 | 相談支援専門員（地域相談支援従事者）に身分を証する書類（証書や名札等）を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第11条  障害児基準  第11条  計画基準解釈通知第二の2の（7）  障害児基準解釈通知第二の2の（7） |
| ※　証書等には、当該特定相談支援事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。 |
| 12  計画相談支援給付費の額等の受領  ★  共通 | (1)　法定代理受領を行わないサービスを提供した際には、その利用者から当該サービスに係る計画相談支援給付費等の額の支払いを受けていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第12条  障害児基準  第12条 |
| (2)　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 | いる  いない  該当なし |
| ※　当該費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得なければなりません。 |
| (3)　(1)～(2)の費用の額の支払いを受けた場合は、利用者に対し、領収書を交付していますか。 | いる  いない  該当なし |
| 13  利用者負担額に係る管理  計画  障害児 | (1)　サービスを提供している利用者等が計画相談支援と同一の月に受けた障害福祉サービス等につき、利用者負担額合計額を算定していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第13条  障害児基準  第13条 |
| (2)　利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び障害福祉サービス等を提供した障害福祉サービス事業者等に通知していますか。 | いる  いない  該当なし |
| 14  計画相談支援給付費の額に係る通知等  ★  共通 | (1)　法定代理受領により計画相談支援給付費等の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者に係る計画相談支援給付費等の額を通知していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第14条  障害児基準  第14条 |
| ※　通知には、通知の日、サービス利用月（必要に応じて利用の内訳）、計画相談支援給付費等の支給を受けた日、計画相談支援給付費の額等を記載してください。 |
| (2)　利用者から法定代理受領を行わないサービスの費用を受領した場合は、サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に対して交付していますか。 | いる  いない  該当なし |
| 15－1  具体的取扱方針  ★  計画  障害児  （計画を  準用） | (1)　管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第15条第1項第1号  障害児基準  第15条 |
| (2)　 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮していますか。  ※　利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、意思決定支援ガイドライン（平成29年3月31日付け障発0331第15号）に掲げる基本原則に十分に留意しつつ、 利用者の意思決定の支援に配慮してください。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第15条第1項第2号  計画基準解釈通知第二の2の(11)の③ |
| (3)　サービスの提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障がいを有する者による支援等適切な手法を通じて行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第15条第1項第3号  計画基準解釈通知第二の2の(11)の② |
| ※　計画相談支援は、利用者及びその家族の主体的な参加及び自らの課題の解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要です。 |
| (4)　サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第15条第2項第1号 |
|  | (5)　サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第15条第2項第2号  計画基準解釈通知第二 の2の(11)の④ |
| ※　継続が困難な、あるいは必要性に乏しい福祉サービス等の利用を助長することがあってはなりません。 |
|  | (6)　サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、障害福祉サービス等又は地域相談支援に加えて、障害福祉サービス等又は地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第15条第2項第3号 |
| ※　保健医療サービス、地域生活支援事業等の市町村が一般施策として行うサービスや当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用、児童の保育所等への移行支援並びに入所施設や及び精神科病院から地域への移行支援等の取組等も含めてサービス等利用計画に位置付けることにより総合的な計画となるように努めてください。 |  | 計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑤ |
|  | (7)　サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における障害福祉サービス事業者等又は一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第15 条第2項第4号 |
| ※特定の福祉サービス等の事業を行う者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者等の選択を求めることなく同一の事業主体の福祉サービスのみによるサービス等利用計画案を最初から提示する事があってはなりません。 |  | 計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑥ |
|  | (8)　サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（アセスメント）を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第15条第2項第5号 |
| ※　アセスメントは、利用者が既に提供を受けている福祉サービス等や障がい者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、利用者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要です。 |  | 計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑦ |
| ※　アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、その者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものです。そのため、必要に応じ、自らが行うアセスメントに加え、専門機関が行うアセスメントや障害支援区分認定における医師意見書等を本人同意のもと活用する  ことも重要です。 |
| ※　アセスメントの記録は、5年間保存してください。 |
|  | (9)　 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  8第15条第2項第6号 |
|  | (10)　アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  8第15条第2項第7号 |
| ※　アセスメントの実施に当たっては、利用者が居所において日頃生活している様子や生活環境等を実地で確認することが必要である。そのため、必ず利用者の居宅、障害者支援施設等、精神科病院を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う必要があります。 | 計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑨ |
| (11)　アセスメントの趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第15条第2項第8号  計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑨ |
| ※　相談支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要です。 |
|  | (12)　利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における障害福祉サービス等又は地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、次の項目を記載したサービス等利用計画案を作成していますか。  ① 利用者及びその家族の生活に対する意向  ② 総合的な援助の方針  ③ 生活全般の解決すべき課題  ④ 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期  ⑤ 福祉サービス等の種類、内容、量  ⑥ 福祉サービス等を提供する上での留意事項  ⑦ モニタリング期間に係る提案 等 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第15条第2項第8号 |
| ※　モニタリング期間については、利用する予定のサービスの種類のみをもって一律に設定することのないよう利用者の心身の状況や相談支援事業者が必要な利用者との関わりの内容・頻度等を勘案した上で、柔軟かつ適切に提案してください。 | 計画基準解釈通知第二 の2の(11)の⑩  施行規則第6条の16 |
| ※　障害者総合支援法施行規則に規定する「モニタリングの実施標準期間」を標準的な頻度とし、丁寧な関わりが必要と判断すべき状況にある利用者については、実施標準期間より高い頻度のモニタリング期間を提案してください。 |
| ※　目標達成時期にはモニタリングの実施によりサービス等利用計画及び各障害福祉サービス等又は地域相談支援の評価を行い得るようにすることが重要です。 |  |
|  | (13)　相談支援専門員は、サービス等利用計画案に短期入所を位置付ける場合は、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにしていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第15条第2項第9号 |
| ※　短期入所の利用日数に係る「日数が年間180日を越えない」という目安については、当該計画案の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、年間180日以内であるかについて機械的な適用を求めるものではありません。 | 計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑪ |
| ※　利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、この目安を越えて短期入所の利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所を当該計画案に位置付けることも可能です。 |
|  | (14)　共同生活援助のうち日中サービス支援型指定共同生活援助の利用者に対する計画相談支援の提供については、モニタリング実施標準期間を3か月間としていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑫ |
| ※　日中サービス支援型共同生活援助の利用者に対する計画相談支援の提供については、利用者の意思確認を適切に行う必要があることから、他の類型の共同生活援助よりも短く3か月間としていることに留意してください。 |
| ※　適正な支援を確保する観点から、日中サービス支援型共同生活援助を行う事業者と計画相談支援を行う事業者は別であることが望ましいので、他の特定相談支援事業者と連携して計画相談支援を提供するよう、併せて留意してください。 |
|  | (15)　サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、利用者負担が生じる介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第15条第2項第10号  計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑬ |
| (16)　サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を遅滞なく利用者等に交付していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第15条第2項第11号  計画基準解釈通知第二 の2の(11)の⑭ |
| ※　交付したサービス等利用計画案は、5年間保存してください。 |
|  | (17)　支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、障害福祉サービス事業者等、一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うととともに、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認した上で、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第15条第2項第12号 |
| ※　サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者からなるサービス担当者会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）の開催等により、利用者の望む生活やサービスへの希望等を改めて参加者全員で共有した上で当該計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めてください。なお、会議等の記録は、5年間保存してください。 |  | 計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑮ |
|  | (18)　サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第15条第2項第13号 |
|  | (19)　サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を遅滞なく利用者等及び福祉サービス等の担当者に交付していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第15条第2項第14号 |
| ※　指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定一般相談支援事業者は、指定特定相談支援事業者に対し個別支援計画を交付しなければならないこととしており、福祉サービス等の提供事業所と相互に計画書及びモニタリング結果を交換すること並びに相互の会議に出席する等により連携を一層促進することが重要です。 |  | 計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑰ |
| ※　交付したサービス等利用計画は、5年間保存してください。 |
|  | (20)　サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第15条第3項第1号 |
|  | ※　計画相談支援においては、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせて利用者に提供し続けることが重要です。このために相談支援専門員は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、各担当者等との連絡を継続的に行うことにより、サービス等利用計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス等利用計画及びモニタリング期間の変更、各担当者等との連絡調整その他の便宜の提供を行ってください。 |  | 計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑱ |
| ※　福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録は、5年間保存してください。 |
|  | (21)　モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、モニタリング期間ごとに利用者の居宅、精神科病院又は障害者支援施設等を訪問し、利用者等に面接を行い、その結果を記録していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第15条第3項第2号 |
| ※　サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、各担当者等との連絡を継続的に行うこととし、市が支給決定又は地域相談支援給付決定の際に、利用者に対して通知するモニタリング期間ごとに、利用者の居宅、障害者支援施設等又は精神科病院で面接を行い、その結果を記録してください。 |  | 計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑲ |
| ※　モニタリング期間が適切か否かについてもモニタリング毎に検討する必要があり、相談支援事業者としての関わりの頻　度を変更する必要があると判断した場合には、サービス等利用計画を変更する必要性の如何を問わず、モニタリング期間の変更について、利用者及び市町村と協議し、必要な手続をとるものとする。 |
| ※　モニタリングの結果の記録は、5年間保存してください。 |  |  |
|  | (22)　サービス利用計画の変更に当たっては、基準第15条第2項第1号～第9号及び同第12号～第14号までに規定されたサービス等利用計画作成に当たっての一連の業務を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第15条第3項第3号 |
|  | (23)　適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第15条第3項第4号 |
|  | (24)　障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第15条第3項第5号 |
| 15-2  テレビ電話装置等の活用  計画  障害児 | テレビ電話装置等を活用して利用者に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接を行う場合は、次に掲げる要件をいずれも満たしているか。  　①　当該アセスメント又はモニタリングに係る利用者が特別地域（平成21年厚生労働省告示第176号参照）に居住し、かつ、指定特定相談支援事業所と当該利用者の居宅等との間に一定の距離があること。  　②　当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行ったこと。 |  | 計画基準  第15条の2 |
| ※　アセスメント及びモニタリングに係る面接については、訪問　によることが原則であるため、利用者等に対して、面接方法に係る意向を確認した上で、利用者等が訪問による面接を希望する場合は、極力訪問により面接するよう努めること。 | 計画基準解釈通知第二の2の(12)の③ |
| 16  サービス等利用計画等の書類の交付  計画  障害児 | 利用者等が他の特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第16条  障害児基準  第16条 |
| 17  利用者に関する市町村への通知  共通 | 利用者が偽りその他不正の行為によって計画相談支援給付費等の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第17条  障害児基準  第17条 |
| 18  管理者の責務  共通 | (1)　管理者は、相談支援専門員、その他の従業者の管理、サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第18条  障害児基準  第18条 |
| (2)　管理者は、相談支援専門員その他の従業者に「第4運営に関する基準」等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。 | いる  いない  該当なし |
| 19  運営規程  ★  共通 | 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。  ① 事業の目的及び運営の方針  ② 従業者の職種、員数及び職務内容  ③ 営業日及び営業時間  ④ 指定計画相談支援等の提供方法及び内容並びに利用者から受領する費用及びその額  ⑤ 通常の事業の実施地域  ⑥ 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類  ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項  ⑧ その他運営に関する重要事項 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第19条  障害児基準  第19条 |
|  | ※　②の「従業者」については、相談支援専門員、相談支援員、その他従業者に区分し、員数及び職務の内容を記載すること。なお、従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。 |  | 計画基準解釈通知第二の2の(16)  障害児基準解釈通知第二の2の（16） |
| ※　④の「指定計画相談支援等の提供方法及び内容」については、サービスの内容及び利用者から相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載してください。「利用者から受領する費用及びその額」については、サービス給付費（法定代理受領を行わない場合に限る。）のほかに、通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを行う際の交通費の額を指すものです。 |
| ※　⑤の「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。 |
| ※　⑥の「事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類」  障がいの種類にかかわらず利用者を受け入れることを基本としますが、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、事業の主たる対象とする障がいの種類を特定して事業を実施することも可能です。 |
|  | ※　⑦の「虐待の防止のための措置に関する事項」は、虐待の防止に関する担当者の選定、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備及び従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）、虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等に関すること等を指すものです。 |  |  |
| ※　⑧の「その他運営に関する重要事項」は、指定計画相談支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等（法第77条第４項に規定する地域生活支援拠点等をいう。）として位置付けられている場合は、その旨を明記してください。 |
| 20  勤務体制の確保等  ★  共通 | (1)　利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、相談支援専門員（地域移行支援従事者）その他の従業者の勤務の体制を定めていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第20条  障害児基準  第20条  計画基準解釈通知第二の2の(16)  障害児基準解釈通知第二の2の(16) |
| ※　原則として月ごとの勤務表を作成し、相談支援専門員（地域移行従事者）その他の従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。 |
| (2)計画　障害児  当該事業所の相談支援専門員に計画相談支援の業務を担当させていますか。 | いる  いない  該当なし |
|  | ※　相談支援専門員の補助の業務については、この限りではありません。 |  |
| ※　当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指します。 |
|  | (3)　相談支援専門員の資質の向上のために、研修の機会（外部研修への参加のほか、定例会議と兼ねて実施する職場研修、事例研究、意見交換等を含む。）を確保していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | ＜説明＞  ※　研修内容・回数の定めはありませんが、研修機関の研修、事業所内研修への参加の機会を計画的に確保してください（解釈通知）。  ※　事業所内研修は、従業者の定例会議と兼ねて勉強会や情報交換をするなど、なるべく計画的・定期的に実施してください。  ※　研修・会議は後日内容を確認したり、活用することができるよう、記録や資料を残しておいてください。 |  |  |
|  | （4）　適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47 年法律第113 号）第11 条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41 年法律第132 号）第30 条の2第1項の規定に基づき、指定特定相談支援事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。指定特定相談支援事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定特定相談支援事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 |  |  |
|  | ア　指定特定相談支援事業者が講ずべき措置の具体的内容  　　指定特定相談支援事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18 年厚生労働省告示第615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 |  |  |
|  | a　指定特定相談支援事業者の方針等の明確化及びその周知・啓  　　発  　　　職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。  　b　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  　　　相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。 |  |  |
|  | イ　指定特定相談支援事業者が講じることが望ましい取組について  　　　パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。 |  |  |
| 21  業務継続  計画の  策定等  ★  共通 | （1）　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。  ※　感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定計画相談支援の提供を受けられるよう、指定計画相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第20条の2に基づき指定特定相談支援事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第20条の2  障害児基準  第20条の2 |
|  | 計画基準解釈通知第二の2の(17)  障害児基準解釈通知第二の2の(17) |
|  | ※　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 |  |  |
|  | ア　感染症に係る業務継続計画  　　a　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）  　　b　初動対応  　　c　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）  　イ　災害に係る業務継続計画  　　a　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）  　　b　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）  　　c　他施設及び地域との連携 |  |  |
|  | （2）　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 |  |  |
|  | （3）　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定特定相談支援事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 |  |  |
| 22  設備及び備品等  共通 | (1)　事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第21条  障害児基準  第21条  計画基準解釈通知第二の2の(19)の①  障害児基準解釈通知第二の2の(19)の① |
| ※　他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、計画相談支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。 |
| (2)　事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けていますか。 | いる  いない  該当なし |
| ※　専用の事務室を設けることが望ましいですが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区別される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありませんが、事務室が区分されていない場合は特に、利用者等の個人情報の管理に細心の注意を図るとともに、利用者等に関する情報が漏れることのないよう厳重に対応してください。 |
| (3)　利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保していますか。 | いる  いない  該当なし |
| ※　相談のためのスペース等は、利用者が直接出入りできるとともに、相談内容が周囲に聞こえにくいようにするなど、利用者等が利用しやすく相談しやすい構造にしてください。 |
| 23  衛生管理等  ★  共通 | (1)　従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第22条  障害児基準  第22条 |
| ※　常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に健康診断を実施しなければなりません。 |
| (2)　事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準解釈通知第二の2の(20)の①  障害児基準解釈通知第二の2の(20)① |
| ※　従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や感染予防のための備品等を備えるなど対策を講じる必要があります。  ※　手洗所等の従業者共用のタオルは、感染源のとして感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。 |
|  | （3）　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 |  |  |
|  | ①　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | 〔感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会〕  　　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など指定特定相談支援事業所の状況に応じ、概ね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 |  |  |
|  | 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守すること。なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、指定特定相談支援事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 |  |  |
|  | ②　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
| 〔感染症の予防及びまん延の防止のための指針〕  　　事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。  　　平常時の対策としては、指定特定相談支援事業所内の衛生管理（環境の整備等）、支援にかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における指定特定相談支援事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。 |
|  | ③　従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | 〔感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練〕  　　従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定特定相談支援事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。  　　職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該指定特定相談支援事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。  　　なお、研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、指定特定相談支援事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。  　　また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、指定特定相談支援事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 |  |  |
| 24  掲示等  ★  共通 | (1)　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援（地域移行支援）の実施状況、相談支援専門員（地域移行支援従事者）の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサ－ビスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第23条  障害児基準  第23条 |
| ※　（1）に規定する事項を記載した書面を当該指定特定相談支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 |  |
| (2)　(1)の重要事項の公表に努めていますか。 | いる  いない  該当なし |
|  | ※　サービスの提供開始時に、重要事項（その内容については(1)参照）を利用申込者に対して説明を行った上で同意を得ることに加え、事業所への当該重要事項の掲示を義務づけることにより、サービス提供が開始された後、継続的にサービスが行われている段階においても利用者の保護を図る趣旨であるが、次に掲げる点に留意する必要がある。なお、体制整備加算を算定する場合については、各加算を算定するための要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置している旨が分かるよう、併せて掲示すること。  　ア　事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。  　イ　従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 |  | 計画基準解釈通知第二の2の(21)  障害児基準解釈通知第二の2の(21) |
|  | ※　基本相談支援及び計画相談支援の実施状況等を公表することにより、利用申込者のサービスの選択に資することから、当該重要事項の公表に努めるべき旨を規定したものである。なお、公表の方法については、ホームページによる掲載等、適宜工夫すること。 |  |  |
| 25  秘密保持等  ★  共通 | (1)　従業者及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第24条第1項  障害児基準  第24条 |
| ※　秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書等を徴するなどの措置を講じてください。 |
| (2)　従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第24条第2項  障害児基準  第24条  計画基準解釈通知第二の2の(22)  障害児基準解釈通知第二の2の(22) |
| ※　従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決めるなどの措置を講じてください。 |
| (3)　サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書（個人情報提供同意書）により当該利用者又はその家族の同意を得ていますか。 | いる  いない  該当なし |
| ※　サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足ります。 |
| ※　個人情報保護方針等の説明に止まらず、書面で同意を得てください。 |
| ※　ホームページへの写真掲載等は、個別に同意を得ることが必要です。 |
| 26  広告  ★  計画  障害児 | 広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはいませんか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第25条  障害児基準  第25条 |
| 27  障害福祉サービス事業者等からの利益収受等の禁止  計画  障害児 | (1)　特定相談支援事業者及び管理者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはいませんか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第26条第1項  障害児基準  第26条第1項 |
| ※　特定相談支援事業者又は管理者が、同一法人系列の福祉サービスの事業を行う者のみを位置付けるように指示すること等により、利用者の解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の福祉サービスの事業を行う者の利用を妨げることを指します。 |  | 計画基準解釈通知第二の2の(23)の①  障害児基準解釈通知第二の2の(23)の① |
| (2)　相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはいませんか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第26条第2項  障害児基準  第26条第2項  計画基準解釈通知第二の2の(23)の②  障害児基準解釈通知第二の2の(23)の② |
| ※　相談支援専門員が、同一法人系列の福祉サービス事業者による福祉サービスのみを利用することを指示すること等により、利用者の解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の福祉サービス事業者による福祉サービスの利用を妨げることを指します。 |
| (3)　特定相談支援事業者及びその従業者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受してはいませんか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第26条第3項  障害児基準  第26条第3項 |
| 28  苦情解決  ★  共通 | (1)　提供したサービス又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サ－ビス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。  ※　「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。  ① 苦情を受け付けるための窓口を設置する。  ② 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情処理するために講ずる措置の概要について明らかにする。  ③ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書（重要事項説明書）に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する。  ④ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第27条第1項  障害児基準  第27条 |
|  |  | 計画基準解釈通知第二の3の(24)の①  障害児基準解釈通知第二の2の(24)の① |
| ＜社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について＞※H29.3.7一部改正あり  （平成12年6月7日付け、障第452号ほか、各都道府県知事ほかあて、厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護・老人保健福祉・児童家庭局長連名通知）  1　事業所に「苦情解決責任者」と「苦情受付担当者」を置く。  　　　（苦情解決責任者）施設長・管理者、理事等  　　　（苦情受付担当者）職員のうち適当な者  2　苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を図るために「第三者委員」を設置する。  ※　第三者委員は、苦情解決に第三者が加わることで、苦情が責任者に届かなかったり、密室化することを防ごうとするもので、事業者と第三者的な立場にあることが重要です。  ※　第三者委員は、当該指針では、苦情解決を円滑・円満に図ることができる者等（例：評議員、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など）であって、複数が望ましいとされています。なお、明文の制限はありませんが、親族は避けてください。 |
|  | (2)　重要事項説明書に、①利用者が支給決定を受けた市町村の苦情相談等の窓口、②埼玉県運営適正化委員会の窓口を記載していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
| ＜重要事項説明書に記載すべきその他の苦情相談窓口＞  ①　市町村の苦情相談等の窓口  　　　　利用者が支給決定を受けた市町村の障害サービス担当課  等の名称・連絡先  ②　埼玉県運営適正化委員会の窓口  〒330-8529さいたま市浦和区針ヶ谷4－2－65  彩の国すこやかプラザ1階  ＜相談専用電話番号＞　048-822-1243  ＜受付時間＞　　月曜～金曜日　　9：00～16：00  （さいたま市の苦情相談窓口）  ①障害政策課　事業所係　　048-829-1309  ②各区支援課　障害福祉係　（西区）　048-620-2662　（北区）　048-669-6062  　　　　　　　　　　　　　（大宮区）048-646-3062　（見沼区）048-681-6062  　　　　　　　　　　　　　（中央区）048-840-6062　（桜区）　048-856-6172  　　　　　　　　　　　　　（浦和区）048-829-6143　（南区）　048-844-7172  　　　　　　　　　　　　　（緑区）　048-712-1172　（岩槻区）048-790-0163 |
|  | (3)　苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第27条第2項  計画基準解釈通知第二 の2の(24)の② |
| ※　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 |
| ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 |
| ※　苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。 |
| (4)　提供したサービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第27条第3項 |
|  | (5)　提供したサービスに関し、法第51条の27第2項（第1項）の規定により（都道府県知事又は）市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して（都道府県知事又は）市町村長が行う調査に協力するとともに、（都道府県知事又は）市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第27条第5項 |
| (6)　市町村からの求めがあった場合には、（4）又は(5)の改善の内容を市町村に報告していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第27条第6項 |
| (7)　運営適正化委員会が社会福祉法第85条(第83条)の規定により行う苦情解決に向けた調査又はあっせんにできる限り協力していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第27条第7項 |
| 29  事故発生時の対応  ★  共通 | (1)　サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第28条  障害児基準  第28条  計画基準解釈通知第二の2の(25)  障害児基準解釈通知第二の2の(25) |
| ※　事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。また、事業所に自動体外式除細動器（AED）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいとされています。なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えありません。 |
| (2)　(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していますか。 | いる  いない  該当なし |
| ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 |
| ※　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければなりません。 |
| (3)　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | いる  いない  該当なし |
| ※　賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいです。 |
|  | (4)　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 | いる  いない  該当なし |  |
| ※　「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）を参考にしてください。  第3　事故を未然に防ぐ諸方策に関する指針  　○福祉サービスの特性を踏まえた視点と具体的な対応  　　・コミュニケーションの重要性  　　・苦情解決への取組み  　　・リスクマネジメントの視点を入れた業務の見直しと取り組みの重要性  　　　→　事故事例やヒヤリ・ハット事例の収集と分析  第4　事故が起こってしまったときの対応指針  　○利用者本人やご家族の気持ちを考え、相手の立場に立った発想が基本 |
| 30  虐待の防止  ★  共通 | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第28条の2  障害児基準  第28条の2 |
| （1）　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 |
|  | ※　虐待防止委員会の役割は、以下の3つがある。  　・　虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）  　・　虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）  　・　虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）  　　　虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えるよう努める。なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。なお、虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要である。 |  | 計画基準解釈通知第二の2の(26)  障害児基準解釈通知第二の2の(26) |
|  | ※　指定計画相談支援事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。  　　　具体的には、次のような対応を想定している。  　ア　虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合、当該事  案について報告するための様式を整備すること。  　イ　従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録する  とともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。  　ウ　虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計  し、分析すること。  　エ　事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、  虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止  策を検討すること。  　オ　労働環境・条件について確認するための様式を整備すると  ともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分  析すること。  　カ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底するこ  と。  　キ　再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。 |  |  |
|  | ※　事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。  　ア　事業所における虐待防止に関する基本的な考え方  　イ　虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項  　ウ　虐待防止のための職員研修に関する基本方針  　エ　施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方  　　針  　オ　虐待発生時の対応に関する基本方針  　カ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  　キ　その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針 |  |  |
|  | （2）　事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。  　　職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定計画相談支援事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。  また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。 |  |  |
|  | （3）　（1）（2）に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | （4）　（3）の虐待防止のための担当者については、相談支援専門員を配置していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
| 31  会計の区分  ★  共通 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第29条  障害児基準  第29条 |
| 32  記録の整備  ★  共通 | (1)　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第30条  障害児基準  第30条 |
| (2)　利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 | いる  いない  該当なし |
| 計画　障害児  ①　福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記  　　録  ②　個々の利用者ごとの次に掲げる事項を記載した相談支援台  　　帳  ア サービス等利用計画案及びサービス等利用計画  イ アセスメントの記録  ウ サービス担当者会議等の記録  エ モニタリングの結果の記録  ③　市町村への通知に係る記録  ④　苦情の内容等の記録  ⑤　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |
|  | ※　従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しておく必要があること。なお、事業者は、利用者等に対するサービスの提供に関する諸記録のうち、少なくとも上記に掲げる記録については、サービスを提供した日から、少なくとも5年以上保存しておかなければならないこととしたものである。 |  | 計画基準解釈通知第二の2の(27)  障害児基準解釈通知第二の2の(27) |
| 33  電磁的記録等  共通 | （1）　事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 計画基準  第31条  障害児基準  第31条 |
|  | 〔電磁的記録について〕  　事業者及びその従業者（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。  (1)　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。  (2)　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。  　　①　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法  　　②　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法  (3)　その他、基準第31 条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。  (4)　また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 |  | 計画基準解釈通知第三  障害児基準解釈通知第三 |
|  | （2）　事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行っていますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | 〔電磁的方法について〕  　書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意その他これに類するものをいう。）について、当該交付等の相手方の利便性向上及び事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。 |  |  |
|  | （1）　電磁的方法による交付は、以下の①から⑤までに準じた方法によること。  　①　事業者等は、利用申込者からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、④で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該事業者等は、当該文書を交付したものとみなす。 |  |  |
|  | ア　電子情報処理組織を使用する方法のうちa又はbに掲げるもの  　　　a　事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法  　　　b　事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） |  |  |
|  | イ　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに基準第5条第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法  　②　①に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。  　③　①アの「電子情報処理組織」とは、事業者等の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。  　④　事業者等は、①の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。  　　ア　①のア及びイに規定する方法のうち事業者等が使用するもの  　　イ　ファイルへの記録の方式  　⑤　④の規定による承諾を得た事業者等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び④の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 |  |  |
|  | (2)　電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ＆A（令和2年6月19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。  （3）　その他、基準第31 条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)及び（2）に準じた方法によること。ただし、基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。  （4）　また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **第3　業務管理体制の整備** | | | |
| 34  業務管理体制の整備  共通 | (1)事業所を設置する事業者ごとに、業務管理体制を整備していますか。  【事業所等の数に応じて整備する業務管理体制】   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 事業所等の数(※) | 20未満 | 20～99 | 100以上 | | 法令遵守責任者の選任 |  |  |  | | 法令遵守規程の整備 |  |  |  | | 業務執行状況の定期的な監査 |  |  |  | | いる  いない  該当なし | 法第51条の2等 |
| ・法令遵守責任者  関係法令に精通した法務担当の責任者、もしくは代表者等  ・法令遵守規程  法令遵守のための組織、体制、具体的な活動内容(注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したマニュアル)  ・業務執行状況の監査方法  監査は内部監査・外部監査のいずれでもよく、監事・監査役等が法令に基づく法令遵守に係る監査を行っている場合は、それを当該監査とすることができます。監査は年1回行うことが望ましく、実施しない年には事業所の点検結果の報告を求めるなどに努めてください。  (※)事業所等の数のカウント方法  ①障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設で合算  ②一般及び特定相談支援事業所で合算  ③障害児通所支援事業所及び指定医療機関で合算  ④障害児入所施設及び指定医療機関で合算  ⑤障害児相談支援事業所 |
| (2)さいたま市（障害政策課）、都道府県又は厚生労働省(事業所等が2都道府県以上にある事業者)に業務管理体制の届出をしていますか。  【届出事項】   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 事業所等の数(※) | 20未満 | 20～99 | 100以上 | | ・事業者等の名称  ・主たる事務所の所在地  ・代表者の氏名、生年月日、住所、職名 |  |  |  | | 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 |  |  |  | | 法令遵守規程の概要 |  |  |  | | 業務執行状況の監査の概要 |  |  |  |   (※)上記(1)のカウント方法（①～⑤それぞれに届け出る） | いる  いない  該当なし | 法施行規則第34条の28第1項等 |
| |  |  | | --- | --- | | 法令遵守責任者  職名・氏名 |  | | 届出先 | さいたま市  その他（　　　　　　　　　　　　　　　） | | 届出年月日 | 年　　　月　　　日 | |
| (3)届出事項に変更があったときは遅滞なく届け出ていますか。 | いる  いない  該当なし | 法施行規則第34条の28第2項 |
| (4)業務管理体制（法令等遵守）について、職員に周知していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
| (5)法令等遵守の具体的な取組みを行っていますか。  【取組み例】給付費の請求のチェックを対応している。  業務管理体制についての研修を実施している。  法令遵守規程を整備している。　等 | いる  いない  該当なし |  |
| (6)法令等遵守に係る評価・改善等の取組みを行っていますか。 | いる  いない  該当なし |  |
| **第4-1　計画相談支援給付費の算定及び取扱い** | | | |
| 35  基本的  事項  計画 | (1)　費用の額は、平成24年厚生労働省告示第125号の別表「計画相談支援給付費単位数表」により算定していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画告示  第1号 |
| (2)　費用の額は、平成18年厚生労働省告示第539号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画告示  第1号 |
| (3)　(1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画告示  第2号 |
| 36  サービス利用支援費  計画 | (1)　利用者に対して、サービス利用支援（サービス等利用計画の作成等）を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により1月につき所定単位数を算定していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画告示  別表の1注1 |
| イ　(計画相談支援費のうち)サービス利用支援費   1. 機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ） 2. 機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ） 3. 機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ） 4. 機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ） 5. サービス利用支援費（Ⅰ） 6. サービス利用支援費（Ⅱ）   サービス利用支援費は、特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行った場合に、以下の区分に応じ、以下に掲げる方法で、1月につき所定単位数を算定する。   * 1. 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た特定相談支援事業所における計画相談支援対象障害者等の数（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は推定数とし、以下「相談支援専門員の平均値数」）という。）で除して得た数（取扱件数）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までのその他の機能強化型サービス利用支援費は算定しない。   2. サービス利用支援費(Ⅰ)については、特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。   3. サービス利用支援費(Ⅱ)については、特定相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 |  |  |
| (2)　次の基準の全てを満たした上で、サービス利用支援費を算定していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画告示  別表の1注3  報酬留意事項通知第四の1（1） |
| ① サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等（計画基準第15条第2項第7号）  ② サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意（同項第10号及び第13号）  ③ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付（同項第11号及び第14号）  ④ サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取（同項第12号） |
| (3)　障害児相談支援対象保護者に対して、サービスを行った場合には、所定単位数を算定していませんか。  ※　障害児支援利用計画を作成した場合は、障害児相談支援給付費の算定となります（継続サービス利用支援費も同様です。）。 | いる  いない  該当なし | 計画告示  別表の1注4  報酬留意事項通知第四の1(5) |
| 37  継続サービス利用支援費  計画 | (1)　利用者に対して、継続サービス利用支援（モニタリングの実施等）を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画告示  別表の1  の注2 |
| ロ　(計画相談支援費のうち)継続サービス利用支援費   1. 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ） 2. 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ） 3. 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ） 4. 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ） 5. 継続サービス利用支援費（Ⅰ） 6. 継続サービス利用支援費（Ⅱ）   継続サービス利用支援費は、特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った場合に、以下の区分に応じ、以下に掲げる方法で、1月につき所定単位数を算定する。  ①　機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)までについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型継続サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)までのその他の機能強化型継続サービス利用支援費は算定しない。  ②　継続サービス利用支援費(Ⅰ)については、特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。  ③　継続サービス利用支援費(Ⅱ)については、特定相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 |  |  |
|  |  |  |
| ※　モニタリング期間ごとに継続サービス利用支援を実施する場合に算定しますが、対象者が不在である等により当該期間ごとに設定された継続サービス利用支援の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続サービス利用支援費を算定できます。（機能強化型サービス利用支援費も同様） |  | 報酬留意事項通知第四の1(4) |
| (2)　次の基準の全てを満たした上で、継続サービス利用支援費を算定していますか。  ① 利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者への面接等（計画基準第15条第3項第2号）  ② サービス等利用計画の変更についての「サービス利用支援費」の(2)の①から④までに準じた手続の実施（同条第3項第3号により準用する同条第2項第7号、10号、11号若しくは第12 号から第14号まで） | いる  いない  該当なし | 計画告示  別表の1の注3  報酬留意事項通知第四の1（1）  ② |
| (3)　障害児相談支援対象保護者に対して、サービスを行った場合には、所定単位数を算定していませんか。  ※　障害児支援利用計画を作成した場合は、障害児相談支援給付費の算定となります。（機能強化型サービス利用支援費も同様） | いる  いない  該当なし | 計画告示  別表の1注4  報酬留意事項通知第四の1(5) |
|  | (4)　同一の月において、同一の利用者に対して継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費を算定していませんか。 | いる  いない  該当なし | 計画告示  別表の1注5  報酬留意事項通知第四の1(6) |
| ※　計画相談支援費については、障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等の有効期間の終期月等において、継続サービス利用支援を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係るサービス利用支援を行った場合には、サービス等利用計画の作成の一連の支援であることから、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみ算定するものとする。 |
| なお、障害福祉サービス等の支給決定等に当たってサービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための継続サービス利用支援を行った場合には、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できるものとする。（機能強化型サービス利用支援費も同様） |
|  | 【厚生労大臣が定める基準】  イ　機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）及び機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）  　　以下の基準のいずれかに適合すること。   1. 他の特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う特定相談支援事業所にあっては、以下の基準のいずれにも適合すること。   ㈠ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的に開催していること。  ㈡ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。  ㈢ 特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。  ㈣ 基幹相談支援センター等から支援困難事例を紹介された場合においても、当該事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること。  ㈤ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加しているこ  と。  ㈥ 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。  ㈦ 当該特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う特定相談支援事業所において、専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置していること。  ㈧ 当該事業所及びこれと一体的に管理運営を行う特定相談支援事業所において、それぞれ専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置していること。  ㈨ 当該事業所及びこれと一体的に管理運営を行う特定相談支援事業所において、それぞれ取扱件数が40未満であること。   1. ⑴に規定する特定相談支援事業所以外の特定相談支援事業所にあっては、以下の基準のいずれにも適合すること。    1. イの⑴の㈠から㈤までの基準に適合すること。    2. 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。    3. 取扱件数が40未満であること。   ロ　機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)及び機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)  　　以下の基準のいずれかに適合すること。   1. 他の特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う特定相談支援事業所にあっては、以下の基準のいずれにも適合すること。    1. イの⑴の㈠から㈥まで、㈧及び㈨の基準に適合すること。    2. 当該事業所及びこれと一体的に管理運営を行う特定相談支援事業所において、専ら計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 2. ⑴に規定する特定相談支援事業所以外の特定相談支援事業所にあっては、以下の基準のいずれにも適合すること。    1. イの⑴の㈠から㈤までの基準に適合すること。    2. イの⑵の㈢の基準に適合すること。    3. 専ら計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。   ハ　機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）及び機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ）  　　以下の基準のいずれかに適合すること。   1. 他の特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う特定相談支援事業所にあっては、以下の基準のいずれにも適合すること。    1. イの⑴の㈠、㈢から㈥まで及び㈨の基準に適合すること。    2. 当該事業所及びこれと一体的に管理運営を行う特定相談支援事業所において、それぞれ専ら計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 2. ⑴に規定する特定相談支援事業所以外の特定相談支援事業所にあっては、以下の基準のいずれにも適合すること。    1. イの⑴の㈠及び㈢から㈤までの基準に適合すること。    2. イの⑵の㈢の基準に適合すること。    3. 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。   二　機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)及び機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）  　　以下の基準のいずれにも適合すること。   1. ハの⑵の㈠及び㈡の基準に適合すること。 2. 専ら計画相談支援の提供に当たる相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上を常勤とするとともに、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 | | 平27厚労告180・一 |
| ※　機能強化型サービス利用支援費（機能強化型継続サービス利用支援費）の取扱いについて  ① 趣旨  機能強化型サービス利用支援費は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とする。  ② 基本的取扱方針  対象事業所は、以下について強く望まれるものである。  ・ 公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること  ・ 常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に支援できる体制が整備されており、市町村や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されていること  ・ 協議会との連携や参画していること  ③ 具体的運用方針  厚生労働大臣が定める基準における各要件の取扱いについては、次に定めるところによること。  ㈠ 共通事項  ア 共通  (ｱ) 人員配置要件  ａ 総則  質の高い相談支援の提供を図るため、常勤（機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）を除く。）かつ専従の相談支援専門員を 2 名から 4 名以上配置し、そのうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員（以下「現任研修修了者」という。）であることを要件とする。その他の具体的な取扱いについては、㈡のア、㈢のア、㈣のア及び㈤のアをそれぞれ参照すること。  ｂ 兼務の取扱い  配置される相談支援専門員については、原則専従であることが要件であるが、同一敷地内にある事業所における指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務（ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村が認める場合に限る。）と兼務しても差し支えないこととしている。  このほか、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、一部の相談支援専門員につき兼務しても差し支えないものとしている（機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）を除く。）が、具体的な取扱いについては、㈡のア、㈢のア、㈣のア及び㈤のアをそれぞれ参照すること。  (ｲ) 留意事項伝達会議  「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次のａからｃまでに掲げる要件をいずれも満たすものでなければならないこと。なお、会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。　ａ 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。  ⒜ 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針  ⒝ 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策  ⒞ 地域における事業者や活用できる社会資源の状況  ⒟ 保健医療及び福祉に関する諸制度  ⒠ アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術  ⒡ 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針  ⒢ その他必要な事項  ｂ 議事については、記録を作成し、5 年間保存しなければならないこと。  ｃ 「定期的」とは、概ね週 1 回以上であること。  なお、一体的に管理運営を行う事業所であってイの(ｲ)のａの⒞に定める会議を開催した週については、当該会議をもって本会議を開催したこととして差し支えない。  (ｳ) 現任研修修了者同行による研修  現任研修修了者の同行による研修については、当該現任研修修了者が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うこと。なお、テレビ電話装置等を活用して行われる研修についても、当該現任研修修了者による適切な指導等が可能な体制が確保されている場合は対象に含めて差し支えない。  なお、一体的に管理運営を行う事業所の場合、現任研修修了者が配置されていない事業所に新規に採用した従業者がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者により適切な指導を行う必要がある。  (ｴ) 支援困難ケースの受入  　　　　自ら積極的に支援困難ケースを受け入れなければならず、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならないこと。  (ｵ) 事例検討会への参加  基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会が実施する事例検討会等に参加していること。  (ｶ) 取扱件数  取扱件数については、当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所においてそれぞれ 40 件未満であること。  また、取扱件数は、1 月の当該指定特定相談支援事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前 6 月の平均値を、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員（相談支援員については、１人につき相談支援専門員 0.5 人とみなして算定する。）の員数の前 6 月の平均値で除して得た数とする。  なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。  イ 複数事業所が協働により体制を確保する場合  (ｱ) 趣旨  障害福祉サービス等の利用者が少ないあるいは地域に分散している等により、単独の事業所で機能強化型サービス利用支援費の算定要件を満たすことが困難であっても、複数の指定特定相談支援事業所間で一体的に管理運営を行うための必要な体制を構築した上で、当該事業所全体をもって人員配置及び 24 時間の連絡体制が確保されていることにより、㈡のア及びイ、㈢のア及びイ並びに㈣のアに規定する要件を満たすことを可能とするものである。  (ｲ) 要件  次のａからｃまでに掲げる要件をいずれも満たしているものでなければならない。  ａ　体制要件  次の⒜から⒞までに掲げる要件をいずれも満たしていること。  ⒜ 　協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。  ⒝ 　機能強化型サービス利用支援費に係る各要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的(月 1 回)に確認が実施されていること。  ⒞ 　原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月 2 回以上共同して実施していること。なお、会議等については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。  ｂ　事業所要件  次の⒜又は⒝に掲げる要件のいずれかを満たしていること。  なお、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、原則として同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限る。  ⒜　 一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、計画相談支援基準第 19 条に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。  ⒝ 　地域生活支援拠点等の拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。  なお、拠点関係機関との連携体制を確保することについては、支援が必要な者への対応について協議する体制及び緊急時に連絡をとれる体制を確保していることとする。  また、協議会に定期的に参画していることについては、協議会の構成員として定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等を行っていることとする。  ｃ 人員配置要件（各事業所）  当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤専従の相談支援専門員をそれぞれ 1 名以上配置していること。  ㈡ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)について  ア　人員配置要件  常勤かつ専従の相談支援専門員を 4 名以上配置し、そのうち1 名以上が現任研修修了者であること。ただし、3 名(現任研修修了者 1 名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。  なお、その他の兼務の取扱いについては、㈠のアの(ｱ)のｂを参照すること。  イ　24 時間の連絡体制  24 時間連絡可能な体制とは、営業時間と同様の体制をとることを求めるものではなく、営業時間外においては、利用者が緊急事態に際しても担当者と携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものである。営業時間外の体制は当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等によることも可能であること。  ウ 協議会への参画  協議会に構成員として定期的に参画し、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。具体的には、定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討及びそれに伴い必要な取組を当該関係機関等と連携して行うこととする。  エ　基幹相談支援センターによる取組への参画  基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。具体的には、地域生活支援事業通知の別紙 1 地域生活支援事業実施要綱別記 1-3 相談支援事業実施要領の 3 の(1)のイの(イ)に規定されている基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組に協力していることとする。  ㈢ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)について  ア　人員配置要件  常勤かつ専従の相談支援専門員を 3 名以上配置し、そのうち1 名以上が現任研修修了者であること。ただし、2 名(現任研修修了者 1 名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。  なお、その他の兼務の取扱いについては、㈠のアの(ｱ)のｂを参照すること。  イ　24 時間の連絡体制  ㈡のイの規定を準用する。  ウ 協議会への参画  ㈡のウの規定を準用する。  エ　基幹相談支援センターによる取組への参画  ㈡のエの規定を準用する。  ㈣ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)について  ア　人員配置要件  常勤かつ専従の相談支援専門員を 2 名以上配置し、そのうち1 名以上が現任研修修了者であること。ただし、現任研修修了者 1 名を除いた相談支援専門員については、指定特定相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。  なお、その他の兼務の取扱いについては、㈠のアの(ｱ)のｂを参照すること。  イ　協議会への参画  ㈡のウの規定を準用する。  ウ　基幹相談支援センターによる取組への参画  ㈡のエの規定を準用する。  ㈤ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)について  ア　人員配置要件  専従の相談支援専門員を 2 名以上配置し、かつ、そのうち 1名以上が常勤の現任研修修了者であること。本区分については、㈠のアの(ｱ)のｂに規定する業務を除き、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の業務を兼務することはできないことに留意すること。 | | 報酬留意事項通知第四の1(2) |
|  | ※　取扱件数の取扱いについて  上記により、算定した取扱件数が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。）が、算定月におけるサービス利用支援費（Ⅱ）又は継続サービス利用支援費(Ⅱ)を適用する件数となる。 | | 報酬留意事項通知第四の1（3）の① |
|  | ※　サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の割り当てについて  サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び継続サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、40件目（相談支援専門員の平均員数が1を超える場合にあっては、40に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。）以降の件数分について、サービス利用支援費（Ⅱ）又は継続サービス利用支援費（Ⅱ）を割り当て、それ以外の利用者について、サービス利用支援費（Ⅰ）又は継続サービス利用支援費（Ⅰ）を割り当てること。  なお、当該特定相談支援事業所が障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てること。 | | 報酬留意事項通知第四の1（3）の② |
| 38  居宅介護支援費及び介護予防支援費重複減算  計画 | (1)　居宅介護支援費重複減算(Ⅰ)  　　　相談支援専門員又は相談支援員が、介護保険法（平成9年法律第123 号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46 条第1項に規定する居宅介護支援と一体的にサービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った場合に、区分に応じ、所定単位数から減算していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画告示  別表の1注6  報酬留意事項通知第四の1(7) |
| (2)　居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)  　　　相談支援専門員又は相談支援員が、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対して、居宅介護支援と一体的にサービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った場合に、区分に応じ、所定単位数から減算していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画告示  別表の1注7  報酬留意事項通知第四の1(7) |
| (3)　介護予防支援費重複減算  　　　相談支援専門員又は相談支援員が、介護保険法第7条第2項に規定する要支援状態区分が要支援1又は要支援2のものに対して、同法第58 条第1項に規定する介護予防支援と一体的に継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費継続サービス利用支援費(（Ⅱ）を除く。)を算定した場合に、所定単位数から減算していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画告示  別表の  1の注8  報酬留意事項通知第四の1(7) |
| 39  情報公表未報告減算  計画 | 法第76条の3第1項（情報公表報告）の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画告示  別表の1注9 |
| 40  業務継続計画未策定減算  計画 | 省令第20条の2（業務継続計画の策定等）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。  ※　令和７年３月３１日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。  ※　ただし、計画相談支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和７年３月３１日までの間、減算を適用しない。 | いる  いない  該当なし | 計画告示  別表の1注10 |
| 41  虐待防止未実施減算  計画 | 省令第28条の2（虐待の防止）に規定する基準を満たしていない場合は、100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画告示  別表の1注11 |
| 42  特別地域加算  計画 | 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、サービスを行った場合に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画告示  別表の1注12 |
| 43  地域生活支援拠点等機能強化加算  計画 | 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、イの⑴の機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)若しくは⑵の機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)又はロの⑴の機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)若しくは⑵の機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に加算していますか。  ただし、拠点コーディネーター１人につき、当該指定特定相談支援事業所並びに当該指定特定相談支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者及び指定地域定着支援事業者の事業所の単位において、１月につき100回を限度とする。 | いる  いない  該当なし | 計画告示  別表の1注13 |
| 44  利用者負担上限額管理加算  計画 | 利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月に150単位を加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画告示  別表の2の注 |
| 45  初回加算  計画 | 指定特定相談支援事業者において、新規にサービス等利用計画（法第5条第22項に規定するサービス等利用計画をいう。以下同じ。）を作成する計画相談支援対象障害者等に対して、指定サービス利用支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画告示  別表の3注1 |
| ※　厚生労働大臣が定める基準  　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  ①　新規にサービス等利用計画を作成する場合  ②　利用者が障害福祉サービス等を利用する月の前6か月  において障害福祉サービス及び地域相談支援を利用してい  ない場合  　　③　指定計画相談支援に係る契約をした日からサービス等利用計画案を交付した日までの期間が3ヶ月を超える場合であって、3ヶ月が経過する日以後に月2回以上、利用者の居宅等に訪問し面接を行った場合  なお、上記③の要件を満たす場合については、その月分の初回加算に相当する額を加えた単位（所定単位数に当該面接を行った月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数）を加算するものである。  ただし、初回加算の算定月から、前6月間において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。 |  | 平27厚労省  告示第180号二  報酬留意事項通知第四の4 |
|  | 初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、指定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案（法第5条第22項に規定するサービス等利用計画案をいう。）を計画相談支援対象障害者等に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定計画相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接した場合（月に１回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限る。）は、所定単位数に、300単位に当該面接をした月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算する。 |  | 計画告示  別表の3注2 |
| 46  主任相談支援専門員配置加算  計画 | 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別に厚生労働大臣が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画告示  別表の4の注1 |
|  | ※　厚生労働大臣が定める者  　相談支援従事者現任研修を修了した後、相談支援又は障害児相談支援の業務に3年以上従事した者であって、下表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 区分 | 科目 | 時間数 | | 講義 | 障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義 | 3 | | 運営管理に関する講義 | 3 | | 講義及び  演習 | 相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習 | 13 | | 地域援助技術に関する講義及び演習 | 11 | | 平30厚労省  告示第115号 |
| （1） 趣旨  当該加算の対象となる事業所は、相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置し、当該主任相談支援専門員が適切な助言・指導を行うことができる体制が整備されていることが必要となる。なお、主任相談支援専門員の兼務の取扱いについては、機能強化型サービス利用支援費と同趣旨であるため、参照すること。  （2） 算定にあたっての留意事項  当該加算は、主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ、次に掲げる区分に応じ、算定する。  ① 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)  ㈠ 　事業所の要件  基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターに併設される又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所に限る。  ㈡ 主任相談支援専門員が行うべき事項  主任相談支援専門員による地域における中核的な役割とし　　て期待される取組を特に評価するため、当該指定特定相談支援事業所の従業者に加え、当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対しても、その資質の向上のための指導及び助言を実施した場合に算定できるものである。  なお、ここでいう「指導及び助言を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければならない。  ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催  イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施  ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言  エ 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等を基幹相談支援センターの職員と共同で実施していること。  ② 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)  当該指定特定相談支援事業所の従業者又は当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。  なお、ここでいう「研修を実施した場合」とは、①の㈡のアからウまでに規定する要件に加えて、次に掲げる要件も満たす体制が整備されていなければならない。  基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等）への主任相談支援専門員の協力（ただし、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の中核を担う機関が実施する取組への協力とする。）  （3） 手続  この加算を算定する場合は、研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。 |  | 報酬留意事項通知第四の6 |
| 47  入院時  情報連  携加算  計画 | 利用者が医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所(以下、「病院等」という。)に入院するに当たり、別に厚生労働大臣が定める基準（※）に従い、当該病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、利用者1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画告示  別表の5 |
| ※　厚生労働大臣が別に定める基準  　イ　入院時情報連携加算（Ⅰ）  　　 病院又は診療所を訪問し、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。  　ロ　入院時情報連携加算（Ⅱ）  　　 イ以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 |  | 平27厚労省  告示第180号三 |
| ※　「必要な情報」とは、具体的には、当該利用者の基本情報、利用者の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況等をいう。  なお、医療機関との連携に当たっては、当該事項を記載した入院時情報提供書を作成し、当該利用者の同意の上、医療機関に提供することを基本とする。 |  | 報酬留意事項通知第四の7(1) |
| ※　算定に当たっての留意事項  　①　入院時情報連携加算（Ⅰ）  　　　医療機関へ出向いて、当該医療機関の職員と面談し、必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。  　②　入院時情報連携加算（Ⅱ）  　　　①以外の方法により必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。 |  | 報酬留意事項通知第四の7(2) |
| ※　情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提供しなければなりません。  　　なお、当該利用者が重度訪問介護を利用して入院する場合は、当該利用者を支援する重度訪問介護事業所と連携の上当該入院に係る医療機関との連携を行うものとします。その際、入院時情報提供書は、当該重度訪問介護事業所と共同で作成すること等も考えられるが、他の事業所が代表して作成した入院時情報提供書を提供することのみをもって入院時情報連携加算(Ⅱ)を算定することはできません。 |  | 報酬留意事項通知第四の7(3) |
| 48  退院・  退所加算  計画 | 病院若しくは診療所又は障害者支援施設等へ入院、入所等をしていた利用者が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する場合において、当該利用者の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する調整を行った場合（同一の利用者について、当該障がい福祉サービス又は当該地域相談支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算していますか（「初回加算」を算定する場合を除く）。 | いる  いない  該当なし | 計画告示  別表の6の注 |
|  | ※　初回加算を算定する場合、当該加算は算定できません。  ※　利用者に関する必要な情報とは、「入院時情報連携加算」において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中に利用者に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいいます。 |  | 報酬留意事項通知第四の8(1) |
| ※　算定に当たっての留意事項  　 退院・退所加算については、入院、入所等の期間中に実施した情報収集又は調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画の作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて当該入院、入所の開始から退院、退所までの間において3回分を限度に加算を算定できる。 |  | 報酬留意事項通知第四の8(2) |
| ※　退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提供しなければなりません。 |  | 報酬留意事項通知第四の8(3) |
| 49  居宅介護支援事業所等連携加算  計画 | 指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用している期間において、次の⑴から⑹までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれの単位数のうち該当した場合のもの（それぞれについて2回を限度とする。）を合算した単位数を加算していますか。  また、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の⑴から⑹までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれの単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算していますか。  (1)　計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援の利用を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援等を提供する指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画の作成等に協力する場合  (2)　計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（月に１回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。）  (3)　計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合（サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。）  (4)　計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター又は当該通常の事業所の事業主等による支援を受けるに当たり、当該障害者就業・生活支援センター等に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該障害者就業・生活支援センター等における当該計画相談支援対象障害者等の支援内容の検討に協力する場合  (5)　計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（月に１回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。）  (6)　計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合（サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。） | いる  いない  該当なし | 計画告示  別表の7の注 |
| 50  医療・保育・教育  機関等  連携加算  計画 | 指定特定相談支援事業者が、次の⑴から⑶までに該当する場合に、１月にそれぞれ所定単位数を加算していますか。  ⑴　指定基準第２条第３項に規定する福祉サービス等を提供する機関の職員等と面談又は会議を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合（計画相談支援対象障害者等１人につき１月に１回を限度とし、初回加算を算定する場合及び退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けているときを除く。）  ⑵　計画相談支援対象障害者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合（１月に３回を限度とし、同一の病院等については１月に１回を限度とする。）  ⑶　福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報を提供した場合 | いる  いない  該当なし | 計画告示  別表の  8の注1 |
| 51  集中支援加算  計画 | 指定特定相談支援事業者が、次の⑴から⑸までに該当する場合に、１月にそれぞれ⑴から⑸までに掲げる単位数を加算していますか。  ただし、⑴から⑶までについては、計画相談支援対象障害者等１人につき１月に１回を限度とします。  (1) 障害福祉サービス等の利用に関して、計画相談支援対象障害者等又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（月に１回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。）  (2)サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の~~提供~~供与について検討を行う場合（サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。）  (3)福祉サービス等提供機関の求めに応じ、当該福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、計画相談支援対象障害者等の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（サービス利用支援費若しくは継続サービス利用支援費、入院時情報連携加算(Ⅰ)又は退院・退所加算を算定する月を除く。）  (4) 計画相談支援対象障害者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合（１月に３回を限度とし、同一の病院等については１月に１回を限度とする。)  (5) 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、当該福祉サービス等提供機関に対して計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を行った場合 | いる  いない  該当なし | 計画告示  別表の9の注 |
| 52  サービス担当者会議実施加算  計画 | 継続サービス利用支援を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画告示  別表の  10の注 |
| ※　継続サービス利用支援の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置づけた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算するものです。 |  | 報酬留意事項通知第四の12(1) |
| ※　算定に当たっての留意事項  　　　サービス担当者会議の開催に係る取扱いについては、計画相談支援基準第 15 条第 2 項第 12 号に規定するとおりです。  　　　サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用計画の変更を行った場合は、サービス利用支援費を算定することとなるため、当該加算は算定できないものであること。  また、医療・保育・教育機関等連携加算の注中⑴を算定する場合も、同加算においてサービス担当者会議の開催等に係る業務を評価していることから、当該加算は算定できません。 |  | 報酬留意事項通知第四の12(2) |
| ※　手続  サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 |  | 報酬留意事項通知第四の12 (3)  準用(四の11(3)②) |
| 53  サービス提供時モニタリング加算  計画 | 事業所が、当該事業所がサービス等利用計画を作成した利用者が利用する障害福祉サービス等の提供現場を訪問し、障害福祉サービス等の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。  　ただし、相談支援専門員1人当たりの利用者の数が39を超える場合には、39を超える数については算定しません。この場合において、当該指定特定相談支援事業所の相談支援員については、１人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定します。 | いる  いない  該当なし | 計画告示  別表の11の注 |
| ※　継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所又は障害福祉サービス等の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものです。  　　なお、サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録してください。  　　①　障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供  状況  　　②　サービス提供時の利用者の状況  　　③　その他必要な事項 |  | 報酬留意事項通知第四の13(1) |
| ※　算定に当たっての留意事項  　 1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は39件（相談支援員の場合は19件）を限度とし、当該利用者が利用する障害福祉サービス事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できません。 |  | 報酬留意事項通知第四の13 (2) |
| ※　上記確認結果の記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提供しなければなりません。 |  | 報酬留意事項通知第四の13 (3) |
| 54  行動障害支援体制加算  計画 | 別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして市に届け出た特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画告示  別表の12の注  平27厚労省  告示第180号四 |
| ※　厚生労働大臣が別に定める基準  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  　イ　特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。  　ロ　イに規定する者を配置している旨を公表していること。 |
| 55  要医療児者支援体制加算  計画 | 別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして市に届け出た特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画告示  別表の  13の注 |
| ※　厚生労働大臣が別に定める基準  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  　イ　特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち法第78条第2項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（※）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。  ※　「地域生活支援事業として行われる研修」は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限ります。  　ロ　イに規定する者を配置している旨を公表していること。 |  | 平27厚労省  告示第180号五 |
| 56  精神障害者支援体制加算  計画 | 別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして市に届け出た特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算していますか。  ※　厚生労働大臣が別に定める基準  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  　イ　特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（※）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。  ※　「地域生活支援事業として行われる研修」は、精神障がい者の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限ります。  　ロ　イに規定する者を配置している旨を公表していること。 | いる  いない  該当なし | 計画告示  別表の  14の注 |
| 平27厚労省  告示第180号六 |
| 57  高次脳機能障害支援体制加算  計画 | 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合  しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業  所は、次に掲げる区分に応じ、１月につき所定単位数を加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画告示  別表の  14の2注 |
| 58  ピアサポート体制加算  計画 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所において、指定計相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画告示  別表の  15の注 |
| 【厚生労働大臣が定める基準】  　　イ　地域生活支援事業として行われる研修(障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、次の(一)及び(二)に掲げるものを指定特定相談支援事業所の従業員としてそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置していること。  　　　(一)　法第4条第1項に規定する障害者又は障害者であったと市長が認める者  　　　(二)　管理者、相談支援専門員その他指定特定計画支援に従事する者  ロ　イに掲げる者のいずれかにより、当該指定特定相談支援事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。  ハ　イに掲げる者を配置している旨を公表していること。 |  | 平27厚労省  告示第180号七 |
| 59  地域生活支援拠点等相談強化加算  計画 | 別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして市に届け出た特定相談支援事業所が、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下「要支援者」という。）が短期入所を利用する場合において、短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該短期入所の利用に関する調整（※1）を行った場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算していますか(※2)。 | いる  いない  該当なし | 計画告示  別表の  16の注 |
| ※1　現に当該要支援者が短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画の作成又は変更を含みます。  ※2　当該特定相談支援事業者が地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、計画相談支援の事業と地域定着支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であって、当該地域定着支援事業者が地域報酬告示別表の第2の1の地域定着支援サービス費を算定する場合を除きます。 |
| 60  地域体制強化共同支援加算  計画 | 別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして市に届け出た特定相談支援事業所の計画相談支援専門員又は相談支援員が、利用者の同意を得て、利用者に対して、利用者に福祉サービス等（適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス）を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、法第89条の3第1項に規定する協議会に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該利用者に対してサービス利用支援を行っている特定相談支援事業所において、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 計画告示  別表の17の注 |
| ※　厚生労働大臣が別に定める基準  運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられているいることを定めていること。 |  | 平27厚労省  告示第180号八 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **第4-2　障害児相談支援給付費の算定及び取扱い** | | | |
| 61  基本的事項  障害児 | (1)　費用の額は、平成24年厚生労働省告示第126号の別表「障害児相談支援給付費単位数表」により算定していますか。 | いる  いない  該当なし | 障害児告示  第1号 |
| (2)　費用の額は、平成24 年厚生労働省告示第128 号の「こども家庭庁長官が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。 | いる  いない  該当なし | 障害児告示  第1号 |
| (3)　(1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。 | いる  いない  該当なし | 障害児告示  第2号 |
| 62  障害児支援利用援助費  障害児 | (1)　障害児の保護者に対して、障害児支援利用援助（障害児支援利用計画の作成等）を行った場合は次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定していますか。 | いる  いない  該当なし | 障害児告示  別表の1の注1 |
| イ　障害児支援利用援助費   1. 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ） 2. 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅱ） 3. 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅲ） 4. 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）   　 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た障害児相談支援事業所における障害児相談支援対象保護者の数を当該障害児相談支援事業所の相談支援専門員の員数（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのその他の機能強化型障害児支援利用援助費は算定しない。 |  |  |
|  | 1. 障害児支援利用援助費（Ⅰ）   　　障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 |  |  |
|  | 1. 障害児支援利用支援費（Ⅱ）   　　障害児相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 |  |  |
|  | (2)　次の基準の全てを満たした上で、障害児支援利用援助援費を算定していますか。  ① 障害児支援利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る障害児の居宅への訪問による障害児及びその家族への面接等（障害児基準第15 条第2項第6号） | いる  いない  該当なし | 報酬留意事項通知(児童)  第四の1(1) |
|  | ② 障害児支援利用計画案の障害児又はその家族への説明並びに障害児又障害児の保護者の文書による同意（同項第8号及び第11 号）  ③ 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画の障害児等及び担当者への交付（同項第9号及び第12 号）  ④ サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取（同項第10号） |  |  |
| 63  継続障害児支援利用援助費  障害児 | (1)　障害児の保護者に対して、継続障害児支援利用援助（モニタリングの実施等）を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により1月につき所定単位数を算定していますか。 | いる  いない  該当なし | 障害児告示  別表の1 の注2 |
| ロ　継続障害児支援利用援助費   1. 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ） 2. 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅱ） 3. 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅲ） 4. 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ）   別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型継続障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのその他の機能強化型継続障害児支援利用援助費は算定しない。 |  |  |
| 1. 継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）   　　障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。   1. 継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）   　　障害児相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 |  |  |
|  | (2)　次の基準のいずれかを満たさない場合に、継続障害児支援利用援助費を算定していませんか。  ①　障害児の居宅への訪問による障害児又はその家族への面接等  （障害児基準第15条第3項第2号）  ②　障害児支援利用計画の変更についての「障害児支援利用援助費」の（2）の①～④までに準じた手続の実施（同条第3項第3号により準用する同条第2項第6号、第8号、第9号もしくは第10号～第12号） | いる  いない  該当なし | 報酬留意事項通知(児童)  第四の1(1)② |
|  | (3)　同一の月において、同一の障害児相談支援対象保護者に対して継続障害児支援利用援助を行った後に、障害児支援利用援助を行った場合には、継続障害児支援利用援助費を算定していませんか。 | いる  いない  該当なし | 障害児告示  別表の1 の注4  報酬留意事項通知（児童）第四の1(5) |
| ※　障害児相談支援費については、通所給付決定の有効期間の終期月等において、継続障害児支援利用援助を行った結果、通所給付決定の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用計画の作成の一連の支援であることから、継続障害児支援利用援助費は算定せず、障害児支援利用援助費のみ算定するものとします。  なお、通所給付決定に当たって障害児支援利用援助を行った後、同一の月に当該通所給付決定に係るサービスの利用状況を検証するための継続障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の両方を算定できるものとします。 |
|  | ※　機能強化型障害児支援利用援助費(機能強化型継続障害児支援利用援助費)の取扱いについて  ①　趣旨  機能強化型障害児支援利用援助費（機能強化型継続障害児支援利用援助費を含む）は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とする。  ②　基本的取扱方針  対象事業所は、以下について強く望まれるものである。  ・ 公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること  ・ 常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に支援できる体制が整備されており、市町村や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されていること  ・協議会との連携や参画していること  ③　具体的運用方針  　　　児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第181号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）における機能強化型障害児支援利用援助費に係る各要件の取扱については、次に定めるところによること。  （一） 共通事項  ア 共通  (ｱ) 人員配置要件  ａ 総則  質の高い相談支援の提供を図るため、常勤（機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）を除く。）かつ専従の相談支援専門員を２名から４名以上配置し、そのうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員（以下「現任研修修了者」という。）であることを要件とする。その他の具体的な取扱いについては、㈡のア、㈢のア、㈣のア及び㈤のアをそれぞれ参照すること。  ｂ 兼務の取扱い  配置される相談支援専門員については、原則専従であることが要件であるが、同一敷地内にある事業所における指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務（ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村が認める場合に限る。）と兼務しても差し支えないこととしている。  このほか、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、一部の相談支援専門員につき兼務しても差し支えないものとしている（機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）を除く。）が、具体的な取扱いについては、㈡のア、㈢のア、㈣のア及び㈤のアをそれぞれ参照すること。  (ｲ) 留意事項伝達会議  「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次のａからｃまでに掲げる要件をいずれも満たすものでなければならないこと。なお、会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。  ａ 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。  ⒜ 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針  ⒝ 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策  ⒞ 地域における事業者や活用できる社会資源の状況  ⒟ 保健医療及び福祉に関する諸制度  ⒠ アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術  ⒡ 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針  ⒢ その他必要な事項  ｂ 議事については、記録を作成し、５年間保存しなければならないこと。  ｃ 「定期的」とは、概ね週１回以上であること。  なお、一体的に管理運営を行う事業所であってイの(ｲ)のａの⒞に定める会議を開催した週については、当該会議をもって本会議を開催したこととして差し支えない。  (ｳ) 現任研修修了者同行による研修  現任研修修了者の同行による研修については、当該現任研修修了者が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うこと。なお、テレビ電話装置等を活用して行われる研修についても、当該現任研修修了者による適切な指導等が可能な体制が確保されている場合は対象に含めて差し支えない。  なお、一体的に管理運営を行う事業所の場合、現任研修修了者が配置されていない事業所に新規に採用した従業者がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者により適切な指導を行う必要がある。  (ｴ) 支援困難ケースの受入れ  自ら積極的に支援困難ケースを受け入れなければならず、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならないこと。  (ｵ) 事例検討会への参加  基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会が実施する事例検討会等に参加していること。  (ｶ) 取扱件数  取扱件数については、当該指定障害児相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所においてそれぞれ 40 件未満であること。また、取扱件数は、１月の当該指定障害児相談支援事業所全体の障害児相談支援対象保護者の数の前６月の平均値(以下「障害児相談支援対象保護者の平均数」という。)を、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員（相談支援員については、１人につき相談支援専門員0.5 人とみなして算定する。）の員数の前６月の平均値(以下「相談支援専門員の平均員数」という。)で除して得た数とする。  なお、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。  イ 複数事業所が協働により体制を確保する場合  (ｱ) 趣旨  障害児通所支援の利用者が少ないあるいは地域に分散している等により、単独の事業所で機能強化型障害児支援利用援助費の算定要件を満たすことが困難であっても、複数の指定障害児相談支援事業所間で一体的に管理運営を行うための必要な体制を構築した上で、当該事業所全体をもって人員配置及び 24 時間の連絡体制が確保されていることにより、㈡のア及びイ、㈢のア及びイ並びに㈣のアに規定する要件を満たすことを可能とするものである。  (ｲ) 要件  次のａからｃまでに掲げる要件をいずれも満たしているものでなければならない。  ａ 体制要件  次の⒜から⒞までに掲げる要件をいずれも満たしていること。  ⒜ 協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。  ⒝ 機能強化型障害児支援利用援助費に係る各要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的（月１回）に確認が実施されていること。  ⒞ 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月２回以上共同して実施していること。なお、会議等については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。  ｂ 事業所要件  次の⒜又は⒝に掲げる要件のいずれかを満たしていること。なお、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、原則として同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限る。  ⒜ 一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、障害児相談支援基準第 19 条に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。  ⒝ 地域生活支援拠点等を構成する関係機関（以下「拠点関係機関」という。）との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。  なお、拠点関係機関との連携体制を確保することについては、支援が必要な者への対応について協議する体制及び緊急時に連絡をとれる体制を確保していることとする。  また、協議会に定期的に参画していることについては、協議会の構成員として定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等を行っていることとする。  ｃ 人員配置要件（各事業所）  当該指定障害児相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、常勤専従の相談支援専門員をそれぞれ 1 名以上配置していること。  （二） 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)について  ア 人員配置要件  常勤かつ専従の相談支援専門員を４名以上配置し、そのうち１名以上が現任研修修了者であること。  ただし、３名（現任研修修了者１名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。  なお、その他の兼務の取扱いについては、㈠のアの(ｱ)のｂを参照すること。  イ 24 時間の連絡体制  24 時間連絡可能な体制とは、営業時間と同様の体制をとることを求めるものではなく、営業時間外においては、利用者が緊急事態に際しても担当者と携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものである。営業時間外の体制は当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等によることも可能であること。  ウ 協議会への参画  協議会に構成員として定期的に参画し、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。具体的には、定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討及びそれに伴い必要な取組を当該関係機関等と連携して行うこととする。  エ 基幹相談支援センターによる取組への参画  基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。具体的には、地域生活支援事業通知の別紙 1 地域生活支援事業実施要綱別記 1-3 相談支援事業実施要領の３の(1)のイの(イ)に規定されている基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組に協力していることとする。  （三） 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)について  ア 人員配置要件  常勤かつ専従の相談支援専門員を３名以上配置し、そのうち１名以上が現任研修修了者であること。  ただし、２名(現任研修修了者１名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。  なお、その他の兼務の取扱いについては、㈠のアの(ｱ)のｂを参照すること。  イ 24 時間の連絡体制  ㈡のイの規定を準用する。  ウ 協議会への参画  ㈡のウの規定を準用する。  エ 基幹相談支援センターによる取組への参画  ㈡のエの規定を準用する。  （四） 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)について  ア 人員配置要件  常勤かつ専従の相談支援専門員を２名以上配置し、そのうち１名以上が現任研修修了者であること。  ただし、現任研修修了者１名を除いた相談支援専門員については、指定障害児相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。  なお、その他の兼務の取扱いについては、㈠のアの(ｱ)のｂを参照すること。  イ 協議会への参画  ㈡のウの規定を準用する。  ウ 基幹相談支援センターによる取組への参画  ㈡のエの規定を準用する。  （五） 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)について  ア 人員配置要件  専従の相談支援専門員を 2 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が常勤の現任研修修了者であること。本区分については、㈠のアの(ｱ)のｂに規定する職務を除き、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の業務を兼務することはできないことに留意すること。 | | 報酬留意事項通知(児童)  第四の1(2) |
|  | ※　取扱件数の取扱いについて  上記方法により算定した取扱件数が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。）が算定月における障害児支援利用援助費（Ⅱ）又は継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）を適する件数となります。 | | 報酬留意事項通知(児童)  第四の1(3) |
|  | ※　障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の割り当てについ  　て  障害児支援利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、40件目（相談支援専門員の平均員数が1を超える場合にあっては、40に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。））以降の件数分について、障害児支援利用支援費（Ⅱ）又は継続障害児利用支援費（Ⅱ）を割り当て、それ以外の利用者について、障害児支援利用支援費（Ⅰ）又は継続障害児利用支援費（Ⅰ）を割り当てます。  　　なお、当該事業所が特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てます。 | | 報酬留意事項通知(児童)  第四の1(3) |
| 64  情報公表未報告減算  障害児 | 法第76条の3第1項（情報公表報告）の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 | いる  いない  該当なし | 障害児告示  別表の1注5 |
| 65  業務継続計画未策定減算  障害児 | 省令第20条の2（業務継続計画の策定等）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。  ※　令和７年３月３１日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。  ※　ただし、計画相談支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和７年３月３１日までの間、減算を適用しない。 | いる  いない  該当なし | 障害児告示  別表の1注6 |
| 66  虐待防止未実施減算  障害児 | 省令第28条の2（虐待の防止）に規定する基準を満たしていない場合は、100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 | いる  いない  該当なし | 障害児告示  別表の1注7 |
| 67  特別地域加算  障害児 | 別にこども家庭庁長官が定める地域に居住している障害児の保護者に対して、障害児相談支援を行った場合に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100 分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 障害児告示  別表の1 の注8 |
| 【こども家庭庁長官が定める地域】  「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準等に基づきこども家庭庁長官が定める地域」（平成24 年3月30 日厚生労働省告示第233 号）を参照ください。 |
| 68  地域生活支援拠点等機能強化加算  障害児 | 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、イの⑴の機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)若しくは⑵の機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)又はロの⑴の機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)若しくは⑵の機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算する。ただし、拠点コーディネーター１人につき、当該指定特定相談支援事業所並びに当該指定特定相談支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者及び指定地域定着支援事業者の事業所の単位において、１月につき100回を限度とする。 | いる  いない  該当なし | 障害児告示  別表の1 の注9 |
| 69  利用者負担上限額管理加算  障害児 | 利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 障害児告示  別表の2の注 |
| 70  初回加算  障害児 | 障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他の別にこども家庭庁長官が定める基準（※）に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 障害児告示  別表の3の注1  報酬留意事項通知（児童）第四の4 |
| 【こども家庭庁長官が定める基準】  　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  　イ　新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合  　ロ　障害児支援利用計画を作成する月の前6月間において、障害児通所支援又は障害福祉サービスを利用していない障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合 |
|  | 初回加算を算定する障害児相談支援事業者において、指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から障害児支援利用計画案を障害児及びその家族に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、又はテレビ装置等を活用して、当該障害児及びその家族に面接した場合（月に１回以上居宅の訪問による面接を行う場合に限る）は、所定単位数に、500単位に当該面接をした月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 障害児告示  別表の3の注2 |
|  | 初回加算の取扱いについて、具体的には次のような場合に算定される。  (1) 新規に障害児支援利用計画を作成する場合  なお、指定障害児相談支援を利用せずに障害児通所支援を利用している障害児相談支援対象保護者について障害児支援利用計画を作成する場合についても含まれる。  (2) 障害児相談支援対象保護者が障害児通所支援を利用する月の前６月間において障害児通所支援及び障害福祉サービスを利用していない場合  (3) 指定障害児相談支援に係る契約をした日から障害児支援利用計画案を交付した日までの期間が３月を超える場合であって、３月が経過する日以後に月２回以上、障害児等に面接した場合  なお、テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に１回は障害児の居宅を訪問し、面接することを要するものである。この場合においても、障害児等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅を訪問して面接することを希望する場合は、居宅を訪問して面接するよう努めること。  上記(3)の要件を満たす場合については、その月分の初回加算に相当する額を加えた単位（所定単位数に当該面接を行った月の数（３を限度とする。）を乗じて得た単位数）を加算するものである。  ただし、初回加算の算定月から、前６月間において保育・教育等移行支援加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。 |  | 報酬留意事項通知（児童）第四の5 |
| 71  主任相談支援専門員配置加算  障害児 | 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別にこども家庭庁長官が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所等の従業者に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に従い、その資質の向上のための研修を実施した場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 障害児告示  別表の4の注 |
|  | 【こども家庭庁長官が定める者】  相談支援従事者現任研修を修了した後、障害児相談支援又は相談支援の業務に3年以上従事した者であって、下表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 区分 | 科目 | 時間数 | | 講義 | 障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義 | 3 | | 運営管理に関する講義 | 3 | | 講義 及び  演習 | 相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習 | 13 | | 地域援助技術に関する講義及び演習 | 11 | |  | 平30年厚労省告示第116号 |
|  | (1) 趣旨  当該加算の対象となる事業所は、相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を１名以上配置し、当該主任相談支援専門員が適切な助言・指導を行うことができる体制が整備されていることが必要となる。なお、主任相談支援専門員の兼務の取扱いについては、機能強化型障害児支援利用援助費と同趣旨であるため、㈠のアの(ｱ)のｂを参照すること。  (2) 算定にあたっての留意事項  当該加算は、主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ、次に掲げる区分に応じ、算定する。  ① 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)  （一） 事業所の要件  基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターに併設される又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定障害児相談支援事業所に限る。  （二） 主任相談支援専門員が行うべき事項  主任相談支援専門員による地域における中核的な役割として期待される取組を特に評価するため、当該指定障害児相談支援事業所の従業者に加え、当該指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対しても、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。  なお、ここでいう「研修を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければならない。  ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催  イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施  ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言  エ 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等を基幹相談支援センターの職員と共同で実施していること（ただし、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の中核を担う機関が実施する取組への協力とする。）。  ② 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)  当該指定障害児相談支援事業所の従業者又は当該指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。  なお、ここでいう「研修を実施した場合」とは、①の㈡のアからウに規定する要件に加えて、次に掲げる要件も満たす体制が整備されていなければならない。  基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等）への主任相談支援専門員の協力（ただし、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の中核を担う機関が実施する取組への協力とする。）  (3) 手続  この加算を算定する場合は、研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。 | | 報酬留意事項通知（児童）第四の6 |
| 72  入院時情報連携加算  障害児 | 障害児通所支援を利用する障害児が、病院又は診療所に入院するに当たり、別にこども家庭庁長官が定める基準（※）に従い、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の障害児に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、障害児1人につき1月に1回を限度としてそれぞれの単位数を所定単位数に加算していますか。  　ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しません。 | いる  いない  該当なし | 障害児告示  別表の5の注 |
| ※　別にこども家庭庁長官が定める基準  　イ　入院時情報連携加算（Ⅰ）  　　病院又は診療所を訪問し、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。  　ウ　入院時情報連携加算（Ⅱ）  　　イ以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 |  | 平27厚労省  告示第181号  三  報酬留意事項通知（児童）第四の7(2) |
| ※　「必要な情報」とは、具体的には、当該障害児の基本情報、障害児の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況等をいう。  なお、医療機関との連携に当たっては、当該事項を記載した入院時情報提供書を作成し、当該障害児等の同意の上、医療機関に提供することを基本とする。 |  | 報酬留意事項通知（児童）第四の7(1) |
| ※　情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。  　　なお、情報提供の方法としては、サービス等利用計画等の活用が考えられます。 |  | 報酬留意事項通知（児童）第四の7(3) |
| 73  退院・退所加算  障害児 | 下記に掲げる障害児（※1）が退院、退所等をし、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行った場合（同一の障害児について、当該障害児通所支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算していますか（初回加算を算定する場合を除く）。 | いる  いない  該当なし | 障害児告示別表の6の注 |
| ※1  ・ 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）もしくは障害者支援施設に入所していた障害児  ・　病院等に入院していた障害児  ・ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設、少年院法第3条に規定する少年院もしくは更生保護事業法第2条第7項に規定する更生保護施設に収容されていた障害児  ・ 法務省設置法第15条に規定する保護観察所に設置もしくは併設された宿泊施設もしくは更生保護法第62条第3項もしくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護もしくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊していた障害児 |  |  |
| ※　病院もしくは診療所又は児童福祉施設等へ入院、入所等をしていた障害児が退院、退所し、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を得た上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行い、障害児通所支援の支給決定を受けた場合に加算するものです。ただし、初回加算を算定する場合、当該加算は算定できません。  ※　障害児及びその家族に関する必要な情報とは、入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中に利用者に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいいます。 |  | 報酬留意事項通知(児童)第四の8(1) |
| ※　算定に当たっての留意事項  　　退院・退所加算については、入院、入所等の期間中に実施した情報収集又は調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画の作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて当該入院、入所の開始から退院、退所までの間において3回分を限度に加算を算定できるものです。 |  | 報酬留意事項通知(児童)第四の8(2) |
| ※　退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及び障害児支援利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。 |  | 報酬留意事項通知(児童)第四の8(3) |
| 74  保育・教育等移行支援加算  障害児 | 障害児相談支援事業者が、障害児が障害福祉サービス若しくは地域相談支援又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用している期間において、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合に、1月につき所定単位数のうち該当した場合のもの（（1）から（3）までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。）を合算した単位数を加算していますか。また、障害児が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 障害児告示別表の7の注 |
| 1. 障害児が保育所、小学校その他の児童が集団生活を営む施設（以下「保育所等」という。）に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター若しくは当該通常の事業所の事業主等（以下「障害者就業・生活支援センター等」という。）による支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等に対して、当該障害児の心身の状況等の当該障害児に係る必要な情報を提供し、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等における当該障害児の支援内容の検討に協力する場合 | いる  いない  該当なし |
| 1. 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障害児及びその家族に面接する場合（月に１回以上居宅の訪問による面接を行う場合に限り、障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く。） | いる  いない  該当なし |
| 1. 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該障害児の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合（障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く。） | いる  いない  該当なし |
| 75  医療・保育・教育機関等連携加算  障害児 | 指定（継続）障害児支援利用援助を実施する月において、次の①から③のいずれかの業務を行った場合に加算していますか。  ①　福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、障害児等に関する必要な情報の提供を受けた上で、以下を行った場合  Ⅰ 指定障害児支援利用援助  Ⅱ 指定継続障害児支援利用援助  ②　障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合  ③　福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して障害児に関する必要な情報を提供した場合 | いる  いない  該当なし | 障害児告示別表の8の注1 |
| ※　主な要件  ①　福祉サービス等提供機関の職員との面談等による障害児支援利用計画の作成又はモニタリング　※１月に１回を限度  ・　福祉サービス等提供機関（障害福祉サービス等事業者を除く。  例：保育所、学校、児童相談所、医療機関、訪問看護事業所等）　　の職員との面談又は会議により、障害児等に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画の作成又は見直し、モニタリングを行うこと（会議はオンラインの活用可。障害福祉サービス等以外の福祉サービス等提供機関（障害児支援利用計画に計画されている機関等が原則）の参加によるサービス担当者会議による算定も可）  ・　初回加算を算定する場合、退院・退所加算を算定し退院等する施設のみから情報提供を受ける場合は算定不可  ②　障害児への通院同行＞※１月に３回を限度。同一の病院等については１月に１回を限度  ・　障害児が病院等に通院するに当たり、通院に同行して病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して障害児に係る必要な情報（※）を提供すること  ※　当該障害児の基本情報、状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況、支援の利用状況、障害児支援利用計画の内容等  ③　福祉サービス等提供機関への情報提供  ※　①病院等・訪問看護事業所、②それ以外の福祉サービス等提供機関 ごとに１月に１回を限度・福祉サービス等提供機関からの求めに応じて障害児に関する必要な情報を提供すること |  | 報酬留意事項通知（児童）第四の10 |
| 76  集中支援加算  障害児 | 指定（継続）サービス利用支援を実施する月以外の月において、次の①から⑤のいずれかの業務を行った場合に加算していますか。  ①　障害福祉サービス等の利用に関して、障害児の保護者等の求めに応じ、月に２回以上、障害児の居宅等を訪問し、障害児及び家族に面接する場合（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に１回は障害児の居宅を訪問し、面接することを要する。）  ②　サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行う場合（障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く。）  ③　福祉サービス提供機関の求めに応じ、当該福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、障害児の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（障害児支援利用援助費若しくは継続障害児支援利用援助費、入院時情報連携加算(Ⅰ)又は退院・退所加算を算定する月を除く。）  ④　障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の障害児に係る必要な情報を提供した場合（算定回数については、月３回、同一の病院等については月１回を限度とする。）  ⑤　福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して障害児に関する必要な情報を提供した場合（病院及び訪問看護の事業所又はそれ以外の福祉サービス等提供機関の区分ごとに、それぞれ月１回を限度とする。） | いる  いない  該当なし | 障害児告示別表の9の注 |
| 77  サービス担当者会議実施加算  障害児 | 継続障害児支援利用援助を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 障害児告示別表の10の注 |
| ※　継続障害児支援利用援助の実施時において、障害児の居宅等を訪問し障害児に面接することに加えて、障害児支援利用計画に位置づけた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算するものです。 |  | 報酬留意事項通知（児童）第四の12(1) |
| ※　算定に当たっての留意事項  　　サービス担当者会議において検討した結果、障害児支援利用計画の変更を行った場合は、障害児利用援助費を算定することとなるため、当該加算は算定できません。  また、医療・保育・教育機関等連携加算の注中⑴を算定する場合も、同加算においてサービス担当者会議の開催等に係る業務を評価していることから、当該加算は算定できません。 |  | 報酬留意事項通知（児童）第四の12 (2) |
| ※　サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。 |  | 報酬留意事項通知（児童）第四の12 (3) |
| 78  サービス提供時モニタリング加算  障害児 | 事業所が、当該事業所が障害児支援利用計画を作成した障害児が利用する障害児通所支援の提供現場を訪問することにより、障害児通所支援の提供状況等を確認し、及び提供状況等を記録した場合に、障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。  　ただし、相談支援専門員1人当たりの障害児支援対象保護者の数が39を超える場合には、39を超える数については算定しません。 | いる  いない  該当なし | 障害児告示別表の11の注 |
| ※　継続障害児支援利用援助の実施時又はそれ以外の機会において、障害児支援利用計画に位置付けた障害児通所支援を提供する事業所又は当該障害児通所支援の提供場所を訪問し、支援の提供場面を直接確認することにより、支援の提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものです。  　　なお、支援提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録してください。  　　①　障害児通所支援の事業所等における支援の提供状  　　　　況  　　②　サービス提供時の障害児の状況  　　③　その他必要な事項 |  | 報酬留意事項通知（児童）第四の13 (1) |
| ※　算定に当たっての留意事項  　　1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は、39件（相談支援員の場合は19件）を限度とし、当該障害児が利用する障害児通所支援事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所における支援提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できません。 |  | 報酬留意事項通知（児童）第四の13 (2) |
| ※　上記確認結果の記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。 |  | 報酬留意事項通知（児童）第四の13 (3) |
| 79  行動障害支援体制加算  障害児 | 別にこども家庭庁長官が定める基準（※）に適合しているものとして市に届け出た障害児相談支援事業所は、区分に応じて1月につき所定単位数を加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 障害児告示別表の12の注 |
| 【こども家庭庁長官が別に定める基準】  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  　イ　障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。  　ロ　イに規定する者を配置している旨を公表していること。 | 平27厚労省  告示第181号四 |
| 80  要医療児者支援体制加算  障害児 | 別にこども家庭庁長官が定める基準（※）に適合しているものとして市に届け出た障害児相談支援事業所は、区分に応じて1月につき所定単位数を加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 障害児告示別表の13の注 |
| 【こども家庭庁長官が別に定める基準】  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  　イ　障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち障害者総合支援法第78条第2項に規定する地域生活支援事業として行われる研修(※)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。  ※　「地域生活支援事業として行われる研修」は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限ります。  　ロ　イに規定する者を配置している旨を公表していること。 | 平27厚労省  告示第181号五 |
| 81  精神障害者支援体制加算  障害児 | 別にこども家庭庁長官が定める基準（※）に適合しているものとして市に届け出た障害児相談支援事業所は、区分に応じて1月につき所定単位数を加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 障害児告示別表の14の注 |
| 【こども家庭庁長官が別に定める基準】  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  　イ　障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(精神障がい者の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。  　ロ　イに規定する者を配置している旨を公表していること。 | 平27厚労省  告示第181号六 |
| 82  高次脳機能障害支援体制加算  障害児 | 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市に届け出た障害児相談支援事業所は、区分に応じて1月につき所定単位数を加算していますか。  イ　高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）  　　　高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、高次脳機能障害を有する利用者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。  ロ　高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）  高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。 | いる  いない  該当なし | 障害児告示別表の14の2の注 |
| 83  ピアサポート体制加算  障害児 | 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た障害児相談支援事業所において、指定障害児相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 障害児告示別表の15の注 |
| 【こども家庭庁長官が定める基準】  ※次に掲げるいずれにも適合すること。  イ　地域生活支援事業として行われる研修(障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、次の(一)及び(二)に掲げるものを指定障害児相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置していること。  　　(一)　法第4条第1項に規定する障害者又は障害者であったと市長が認める者  　　(二)　管理者、相談支援専門員その他指定障害児相談支援に従事する者  ロ　イに掲げる者のいずれかにより、当該指定障害児相談支援事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。  ハ　イに掲げる者を配置している旨を公表していること。 | 平27厚労省  告示第181号七 |
|  | ピアサポート体制加算については、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合に算定することができる。  ア 障害者又は障害者であったと市が認める者（以下「障害者等」という。）であって、相談支援専門員、相談支援員その他指定障害児相談支援に従事する者  イ 管理者、相談支援専門員、相談支援員、その他指定障害児相談支援に従事する者  なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所（自立生活援助事業所、地域移行支援事業所、地域定着支援事業所又は計画相談支援事業所に限る。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとする。  (1) 算定に当たっての留意事項  ア 研修の要件  「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記1－17に定める障害者ピアサポート研修事業として行われる基礎研修及び専門研修をいう。  イ 障害者等の確認方法  当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は方法により確認するものとする。  (ア) 身体障害者  身体障害者手帳  (イ) 知的障害者  ① 療育手帳  ② 療育手帳を有しない場合は、市が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。  (ウ) 精神障害者  以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものでは　ない。）。  ① 精神障害者保健福祉手帳  ② 精神障害を事由とする年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）  ③ 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類  ④ 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）  ⑤ 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10 コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること） 等  (エ) 難病等対象者  医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等  (オ) その他市が認める書類又は確認方法  (2) 手続  当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を市へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。  なお、ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨（※）を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。  ※　ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである。 |  | 報酬留意事項通知（児童）第四の(18) |
| 84  地域生活支援拠点等相談強化加算  障害児 | 別にこども家庭庁長官が定める基準（※）に適合しているものとして市に届け出た障害児相談支援事業所が、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児（以下「要支援児」という。）が短期入所を利用する場合において、短期入所事業者に対して当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該短期入所の利用に関する調整（※1）を行った場合には、当該要支援児1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 障害児告示別表の16の注 |
| ※1　現に当該要支援児が短期入所を利用していない場合にあっては、障害児支援利用計画の作成又は変更を含みます。 |  |  |
| ※　こども家庭庁長官が別に定める基準  運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 |  | 平27厚労省  告示第181号七 |
| ※　当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な機能として、地域の生活で生じる障害児等やその家族の緊急事態において、迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所の活用により、地域における生活の安心感を担保することを目的としています。当該加算対象事業所は、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意してください。 |  | 報酬留意事項通知（児童）第四の19 |
| ※　算定に当たっての留意事項  ・　当該加算は、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者障害児の保護者からの要請に基づき、速やかに短期入所事業者に対して、当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該短期入所の利用に関する調整（以下「連絡・調整」という。）を行った場合、障害児1人につき1月に4回を限度として加算するものです。  ・　他の障害児相談支援事業所において障害児相談支援を行っている障害児等やその家族からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できません。ただし、当該障害児が短期入所を含む障がい福祉サービス又は障害児通所支援を利用していない場合においては、当該障害児定相談支援事業所により障害児支援利用計画を作成した場合は、当該計画作成に係る障害児支援利用援助費の算定に併せて算定できるものです。 |  | 報酬留意事項通知（児童）第四の19 |
| ※　当該加算となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録するものとします。  　　なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提供しなければなりません。 |  | 報酬留意事項通知（児童）第四の19 |
| 85  地域体制強化共同支援加算  障害児 | 別にこども家庭庁長官が定める基準（※）に適合しているものとして市に届け出た障害児相談支援事業所の計画相談支援専門員又は相談支援員が、障害児の保護者の同意を得て、障害児に対して福祉サービス等（適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス）を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び支援を行った上で、障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会に対し、文書により当該説明及び支援の内容等を報告した場合に、当該障害児対して障害児利用支援を行っている障害児相談支援事業所において、当該障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 障害児告示別表の17の注 |
|  | 【こども家庭庁長官が別に定める基準】  運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 |  | 平27厚労省  告示第181号八 |
| 86  遠隔地訪問加算  障害児 | 特別地域加算の対象区域に所在し、かつ、障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある障害児の居宅、病院等その他機関を訪問して、以下の加算を算定する場合に、これらの加算の算定回数に応じて加算していますか。  【対象となる加算】  ・　初回加算（契約日から３月を経過する日以降に、月２回以上、障害児の居宅を訪問して面接した場合に限る。当該面接をした月数に応じて加算する。）  ・　入院時情報連携加算（病院等への訪問による情報提供に限る。）  ・　退院・退所加算  ・　保育・教育等移行支援加算（障害児の居宅への訪問により面接する場合に限る。）  ・　医療・保育教育機関等連携加算（福祉サービス等提供機関への訪問により情報提供を受ける場合、障害児が病院等に通院するに当たり、病院等への訪問により情報提供する場合に限る。）  ・　集中支援加算（障害児の居宅への訪問により面接する場合、障害児が病院等に通院するに当たり、病院等への訪問により情報提供する場合に限る。） | いる  いない  該当なし | 障害児告示別表の18の注 |